

訓 令

愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県処務細則</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 知事の職務代理（第2条）</u></p> <p><u>第3章 職務及び係の事務分掌（第3条 第33条）</u></p> <p><u>第4章 事務の決裁、専決及び代決（第34条）</u></p> <p><u>第5章 服務心得</u></p> <p> <u>第1節 出勤、退庁、欠勤等（第35条 第44条）</u></p> <p> <u>第2節 出張（第45条 第47条）</u></p> <p><u>第6章 庁中取締（第48条 第52条）</u></p> <p><u>第7章 非常心得（第53条・第54条）</u></p> <p>附則</p> <p>第3条 省略 （局長）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 新行政推進局長、秘書広報局長、<u>防災局長</u>、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、観光国際局長、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ新行政推進局、秘書広報局、<u>防災局</u>、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、観光国際局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略 （課長等）</p> <p>第10条 省略 （室長）</p> <p>第11条 省略</p> <p><u>（危機管理監）</u></p> <p>第12条 <u>危機管理監は、上司の命を受け、危機管理対策に関する専門的な指導及び助言を行う。</u></p> <p>第13条 省略</p> <p>第14条 省略</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県処務細則</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p><u>第2章 知事の職務代理</u></p> <p><u>第3章 職務及び係の事務分掌</u></p> <p><u>第4章 事務の決裁、専決及び代決</u></p> <p><u>第5章及び第6章 削除</u></p> <p><u>第7章 服務心得</u></p> <p> <u>第1節 出勤、退庁、欠勤等</u></p> <p> <u>第2節 出張</u></p> <p><u>第8章 削除</u></p> <p><u>第9章 庁中取締</u></p> <p><u>第10章 非常心得</u></p> <p>附則</p> <p><u>第3条から第10条まで 削除</u></p> <p>第11条 省略 （局長）</p> <p>第11条の2 省略</p> <p>2 新行政推進局長、秘書広報局長、<u>県民協働局長</u>、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、観光国際局長、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ新行政推進局、秘書広報局、<u>県民協働局</u>、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、観光国際局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>第11条の3 省略</p> <p>第11条の4 省略</p> <p>第11条の5 省略</p> <p>第11条の6 省略</p> <p>第11条の7 省略 （課長等）</p> <p>第12条 省略 （室長等）</p> <p>第12条の2 省略</p> <p>2 <u>危機管理監は、上司の命を受け、危機管理対策に関する専門的な指導及び助言を行う。</u></p> <p>第12条の3 省略</p> <p>第12条の4 省略</p>

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

(防災航空事務所長)

第19条 防災航空事務所長は、消防防災ヘリコプターの管理及び運航並びに消防防災ヘリコプターによる消防防災業務に関して消防防災安全課長を補佐する。

第20条 省略

第21条 省略

第22条 省略

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

第26条 省略

第27条 省略

第28条 省略

第29条 省略

第30条 省略

第31条 省略

(秘書)

第32条 秘書は、知事又は副知事の命を受け、知事、副知事__又は管理者の秘書事務を処理する。

第33条 省略

第34条 省略

第35条 省略

第5章 服務心得

第1節 出勤、退庁、欠勤等

(出勤)

第36条 職員は、定刻までに出勤し、備付けの出勤簿(様式第1号)に自ら押印しなければならない。

(休暇等)

第37条 職員は、次の各号に掲げる休暇を得ようとするとき又は欠勤をするときは、それぞれ当該各号に掲げる簿冊に所要事項を記入し、あらかじめ所属長に提出し、又はその承認を受けなければならない。

- (1) 年次有給休暇 年次休暇簿(様式第2号)
- (2) 負傷又は病気のための有給休暇 病気休暇簿(様式第3号__)
- (3) その他の有給休暇 特別休暇簿(様式第4号)
- (4) 有給休暇以外の欠勤 欠勤簿(様式第5号)

2 省略

第38条 省略

第39条 省略

(転地療養及び証人、鑑定人等としての出頭)

第40条 転地療養のため県内を離れようとする者は、第36条の承認を受ける際、転地療養届(様式第6号)を、医師の診断書を添えて、提出しなければならない。

第12条の5 省略

第12条の6 省略

第13条 省略

第14条 省略

(防災航空事務所長)

第14条の2 防災航空事務所長は、消防防災ヘリコプターの管理及び運航並びに消防防災ヘリコプターによる消防防災業務に関して消防防災課長__を補佐する。

第14条の3 省略

第14条の4 省略

第14条の5 省略

第14条の6 省略

第14条の7 省略

第14条の8 省略

第14条の9 省略

第15条 省略

第15条の2 省略

第15条の3 省略

第16条 省略

第16条の2 省略

(秘書)

第17条 秘書は、知事又は副知事の命を受け、知事、副知事、出納長又は管理者の秘書事務を処理する。

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第5章 削除

第20条の2から第67条まで 削除

第6章 削除

第68条から第76条まで 削除

第7章 服務心得

第1節 出勤、退庁、欠勤等

(出勤)

第77条 職員は、定刻までに出勤し、備付けの出勤簿(様式第17号)に自ら押印しなければならない。

(休暇等)

第78条 職員は、次の各号に掲げる休暇を得ようとするとき又は欠勤をするときは、それぞれ当該各号に掲げる簿冊に所要事項を記入し、あらかじめ所属長に提出し、又はその承認を受けなければならない。

- (1) 年次有給休暇 年次休暇簿(様式第18号)
- (2) 負傷又は病気のための有給休暇 病気休暇簿(様式第18号の2)
- (3) その他の有給休暇 特別休暇簿(様式第19号)
- (4) 有給休暇以外の欠勤 欠勤簿(様式第20号)

2 省略

第79条 省略

第80条 省略

(転地療養及び証人、鑑定人等としての出頭)

第81条 転地療養のため県内を離れようとする者は、第78条の承認を受ける際、転地療養届(様式第22号)を、医師の診断書を添えて、提出しなければならない。

2 職員の証人、参考人又は鑑定人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署の召喚に応じようとするときは、第36条の承認を受ける際その旨を所属長に召喚状を提示して届け出なければならない。

(新任者の届書類)

第41条 新たに任用された者は、着任後1週間以内に履歴書(様式第7号)及び住所届(様式第8号)を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。

(履歴事項の異動)

第42条 省略

第43条 省略

第44条 省略

第45条 省略

第2節 出張

第46条 省略

(出張の延期等)

第47条 出張命令日限内にその用務を終えることができないとき、又は用務地を変更しなければならないときは、直ちにその事由を示して許可を受けなければならない。

(復命)

第48条 出張を命ぜられた者が帰庁したときは、帰庁の翌日から3日以内に文書をもつて、その要領を上司に復命しなければならない。ただし、軽易な事件については、口頭をもつてすることができる。

第6章 庁中取締

(火災防止)

第49条 省略

(整理整とん)

第50条 職員は、書類その他物品の保管場所を定め、常にその所管の書類の整理整とんに意を用い、紛失、損傷等のないよう留意し、事務能率の向上を図らなければならない。

(清掃美化)

第51条 職員は、常に執務の部屋その他庁舎の清掃美化に協力しなければならない。

(盗難防止)

第52条 省略

2 現金、有価証券又は、重要な物品は退庁の際保管責任者において出納局の金庫に保管を依頼しなければならない。

第53条 省略

第7章 非常心得

(非常心得)

第54条 庁舎及びその付近に火災その他非常事態が発生したときは職員は、別に定めるところにより、応急の措置をしなければならない。

第55条 職員は、常にその所在を明らかにし、非常の際における連絡に支障を来すことのないよう心掛けなければならない。

様式第1号(第36条関係) 出勤簿

様式第2号(第37条関係) 年次休暇簿

様式第3号(第37条関係) 病気休暇簿

様式第4号(第37条関係) 特別休暇簿

2 職員の証人、参考人又は鑑定人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署の召喚に応じようとするときは、第78条の承認を受ける際その旨を所属長に召喚状を提示して届け出なければならない。

(新任者の届書類)

第82条 新たに任用された者は、着任後1週間以内に履歴書(様式第23号)及び住所届(様式第24号)を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。

(履歴事項の異動)

第83条 省略

第84条 省略

第85条 省略

第86条 省略

第2節 出張

第87条 省略

(出張の延期等)

第88条 出張命令日限内にその用務をおえることができないとき、又は用務地を変更しなければならないときは、直ちにその事由を具して許可を受けなければならない。

(復命)

第89条 出張を命ぜられた者が帰庁したときは、帰庁の翌日から3日以内に文書をもつて、その要領を上司に復命しなければならない。但し、軽易な事件については、口頭をもつてすることができる。

第8章 削除

第90条から第98条まで 削除

第9章 庁中取締

(火災防止)

第99条 省略

(整理整とん)

第100条 職員は、書類その他物品の保管場所を定め、つねにその所管の書類の整理整とんに意を用い、紛失、き損等のないよう留意し、事務能率の向上を図らなければならない。

(清掃美化)

第101条 職員は、つねに執務の部屋その他庁舎の清掃美化に協力しなければならない。

(盗難防止)

第102条 省略

2 現金、有価証券又は、重要な物品は退庁の際保管責任者において出納事務局の金庫に保管を依頼しなければならない。

第103条 省略

第10章 非常心得

(非常心得)

第104条 庁舎及びその付近に火災その他非常事態が発生したときは職員は、別に定めるところにより、応急の措置をしなければならない。

第105条 職員は、つねにその所在を明らかにし、非常の際における連絡に支障をきたすことのないよう心掛けなければならない。

様式第1号から様式第16号まで 削除

様式第17号(第77条関係) 出勤簿

様式第18号(第78条関係) 年次休暇簿

様式第18号の2(第78条関係)

様式第19号(第78条関係)

様式第5号(第37条関係) 欠勤簿

様式第6号(第40条関係) 転地療養届

様式第7号(第41条関係) 履歴書

様式第8号(第41条関係) 住所届

様式第20号(第78条関係)

様式第21号 削除

様式第22号(第81条関係) 転地療養届

様式第23号(第82条関係) 履歴書

様式第24号(第82条関係) 住所届

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																											
(趣旨)		(趣旨)																																											
<p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除き、愛媛県庁における知事及び会計管理者の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 知事、会計管理者、専決者又は代決者が事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 _____ 部長、局長、えひめブランド推進統括監、出納局長____、課長、室長、原子力安全対策推進監、循環型社会推進監、えひめブランド推進監、高速道路推進監_____又は出納員(出納局会計課長____に限る。以下同じ。)が、常時、知事(_____出納員又は行政システム改革課長(旅費の支出の集中処理業務に係る支出負担行為の確認に関する事務に限る。第5条第1項において同じ。))にあつては、会計管理者)に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 代決 第5条第1項に規定する者が、知事若しくは会計管理者又は専決者(以下「決裁者」という。)が不在の場合において、一時、決裁者に代わつて事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">決裁者</th> <th colspan="2">代 決 者</th> </tr> <tr> <th>第1次代決者</th> <th>第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">知事の権限に属する事務</td> <td>知事</td> <td>副知事</td> <td>総務部長_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出納局長</td> <td>出納局会計課長</td> <td>出納局会計課長補佐_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	決裁者	代 決 者		第1次代決者	第2次代決者	知事の権限に属する事務	知事	副知事	総務部長_____	省略			出納局長	出納局会計課長	出納局会計課長補佐_____	省略			<p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除き、愛媛県庁における知事及び出納長____の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 知事、出納長____、専決者又は代決者が事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 出納長、____部長、局長、えひめブランド推進統括監、出納事務局長、課長、室長、原子力安全対策推進監、循環型社会推進監、えひめブランド推進監、高速道路推進監、副出納長又は出納員(出納事務局会計課長に限る。以下同じ。)が、常時、知事(副出納長及び出納員_____にあつては、出納長____)に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 代決 第5条第1項に規定する者が、知事若しくは出納長____又は専決者(以下「決裁者」という。)が不在の場合において、一時、決裁者に代つて事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">決裁者</th> <th colspan="2">代 決 者</th> </tr> <tr> <th>第1次代決者</th> <th>第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">知事の権限に属する事務</td> <td>知事</td> <td>副知事</td> <td>総務部長。ただし、出納長が補助執行する事務については、出納長</td> </tr> <tr> <td>出納長</td> <td>出納事務局長</td> <td>出納事務局会計課長</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出納事務局長</td> <td>出納事務局会計課長</td> <td>出納事務局会計課長補佐_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	決裁者	代 決 者		第1次代決者	第2次代決者	知事の権限に属する事務	知事	副知事	総務部長。ただし、出納長が補助執行する事務については、出納長	出納長	出納事務局長	出納事務局会計課長	省略			出納事務局長	出納事務局会計課長	出納事務局会計課長補佐_____	省略			
区 分	決裁者			代 決 者																																									
		第1次代決者	第2次代決者																																										
知事の権限に属する事務	知事	副知事	総務部長_____																																										
	省略																																												
	出納局長	出納局会計課長	出納局会計課長補佐_____																																										
	省略																																												
区 分	決裁者	代 決 者																																											
		第1次代決者	第2次代決者																																										
知事の権限に属する事務	知事	副知事	総務部長。ただし、出納長が補助執行する事務については、出納長																																										
	出納長	出納事務局長	出納事務局会計課長																																										
	省略																																												
	出納事務局長	出納事務局会計課長	出納事務局会計課長補佐_____																																										
省略																																													

(2) 1の部2の項(2)事項の欄、2の部1の項(1)同欄、5の部1の項(2)同欄及び同部2の項(3)イ同欄中「本庁の課長補佐又はこれに相当する職以上の職にある者」とあるのは、「学長、学部長、教授及び准教授」とする。

(3)～(7) 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
職員厚生室	省略				

備考 医療技術大学の学長、学部長、教員及び助手に係るこの表の適用については、次のとおりとする。

- (1) 1の部1の項(1)ア事項の欄中「役付職員」とあるのは、「学長、学部長、教授及び准教授」とする。
- (2) 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
市 町	1～16 省略				
振 興 課	17 地域総合整備資金の貸付に関する事務	1～8 省略 9 市町の貸付に係る意見具申（愛媛県地域総合整備資金貸付制度取扱要領第10の3）			
	18～23 省略				
	24 省略				
	25 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
私 学 文 書 課	1・2 省略				
	3 行政書士法の施行に関する事務	1～4 省略 5 行政書士会に関すること。 (1) 会則及び会則の変更の認可（第16条の2） (2) 報告の受理（第17条） (3) 報告の徴収及び勧告（第18条の6）		—	—
	4～8 省略				

(2) 1の部2の項(2)事項の欄、2の部1の項(1)同欄、5の部1の項(2)同欄及び同部2の項(3)イ同欄中「本庁の課長補佐又はこれに相当する職以上の職にある者」とあるのは、「学長、学部長、教授及び助教授」とする。

(3)～(7) 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
職員厚生室	省略				

備考 医療技術大学等の学長、学部長、教員及び助手に係るこの表の適用については、次のとおりとする。

- (1) 1の部1の項(1)ア事項の欄中「役付職員」とあるのは、「学長、学部長、教授及び助教授」とする。
- (2) 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
市 町 振 興 課	1～16 省略				
	17 地域総合整備資金の貸付に関する事務	1～8 省略 9 市町の貸付に係る意見具申（愛媛県地域総合整備資金貸付制度取扱要領第10の4）			
	18～23 省略				
	24 広域行政圏計画に関する事務	1 策定の助言等（広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日付け自治事務次官通知）第4）			—
	25 省略				
	26 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
私 学 文 書 課	1・2 省略				
	3 行政書士法の施行に関する事務	1～4 省略 5 行政書士会の会則及び会則の変更の認可（第16条の2） 6 行政書士会の報告の受理（第17条）		—	—
	4～8 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
県民生活課	1・2 省略				
	3 愛媛県消費生活条例の施行に関する事務	1～5 省略			
		6 消費者苦情の処理に必要な資料の提出の指示又は要請（第24条第2項）			—
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			
		11 省略			
		12 省略			
		13 省略			
		14 省略			
		15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
	4～13 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
県民生活課	1・2 省略				
	3 愛媛県消費生活条例の施行に関する事務	1～5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			
		11 省略			
		12 省略			
		13 省略			
		14 省略			
		15 省略			
		16 省略			
	4～13 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
消防防災安全課	1 消防組織法の施行に関する事務	1 消防統計及び消防情報の受発（第18条の2）			—
		2 消防施設の強化拡充の指導及び助成（第18条の2）			—
		3 消防用設備機械器具及び資材の性能試験（第18条の2）			—
		4 市町の行う救急業務の指導（第18条の2）			—
		5 都市等級の決定（第18条の2）			—
		6 市町相互間の消防職員人事交流のあつせん（第18条の2）		—	
		7 市町消防の相互応援計画作成指導（第18条の2）			—
		8 消防職員及び消防団員の教養訓練（第18条の2）			—
		9 航空機を用いた市町の消防の支援の決定（第18条の3第1項）			—
		10 航空機を用いた市町の消防の支援に関する協定の締結（第18条の3第2項）		—	
		11 消防に関する事項についての勧告、指導及び助言（第20条の2）		—	
		12 地震等非常事態の際の市町長に対する指示（第24条の2）		—	
		13 他の都道府県に対する応援要請等の措置（第24条の3第1項、第3項、第7項）		—	
		14 緊急消防援助隊の応援出動等の措置（第24条の3第5項から第7項まで）		—	
		15 緊急消防援助隊の登録の申請（第24条の4第4項）		—	
消防力の基準に関する事務	1 消防力の基準に関する資料の作成指導				—
消防学校に	1 教育訓練計画の承認（愛媛県消防学校規則第4条）				—

関する事務					
4 消防法の施行に関する事務	1 一般消防に関すること。				
	(1) 気象情報の受発（第22条第1項、第2項）				—
	(2) 火災原因の調査の実施（第35条の3）				—
	(3) 救急業務の実施要請等（第35条の6）		—		
	2 消防危険物規制に関すること。				
	(1) 移送取扱所の設置の許可（第11条第1項、第7項）			—	
	(2) 移送取扱所の変更の許可（第11条第1項、第7項）				—
	(3) 移送取扱所の設置の許可に いての総務大臣への意見の具申 （第11条第3項）			—	
	(4) 移送取扱所の完成検査及び仮 使用承認（第11条第5項）				—
	(5) 移送取扱所の承継の届出の受 理（第11条第6項）				—
	(6) 完成検査前の特定事項の検査 （第11条の2第1項）				—
	(7) 危険物の種類又は数量の変更 の届出に係る措置（第11条の4、 第11条第7項）				—
	(8) 危険物の貯蔵等の基準適合命 令（第11条の5）			—	
	(9) 移送取扱所の設備等の基準適 合命令（第12条第2項）			—	
	(10) 市町長の要請に係る措置（第 12条の4）				—
	(11) 移送取扱所の用途廃止の届出 の受理（第12条の6）				—
	(12) 危険物保安統括管理者の選任 及び解任の届出の受理（第12条 の7第2項）				—
	(13) 危険物取扱者免状の交付（第 13条の2第3項）				—
	(14) 危険物取扱者免状の返納命令 （第13条の2第5項）				—
	(15) 他の都道府県に対する違反者 の通知（第13条の2第6項）				—
	(16) 危険物取扱者免状の書換え （危険物の規制に関する政令（以 下この項において「政令」とい う。）第34条）				—
	(17) 危険物取扱者免状の再交付 （政令第35条第1項）				—
	(18) 危険物取扱者試験の実施（第 13条の3第3項、第13条の20第 1項）			—	
	(19) 危険物取扱者試験の合格の通 知（危険物の規制に関する規則 第58条第1項）			—	
	(20) 危険物取扱者試験の委任及び 委任の撤回（第13条の5第1項、 第13条の8第1項、第13条の19）		—		
(21) 危険物取扱者保安講習の実施 （第13条の23）				—	
(22) 予防規程の認可及び変更の認 可（第14条の2第1項）				—	
(23) 予防規程の変更命令（第14条 の2第3項）				—	
(24) 移送取扱所の保安検査（第14 条の3第1項）				—	
(25) 移送取扱所の事故時の応急措				—	

		置命令（第16条の3第3項）				
		26 移送取扱所の無許可施設の措置命令（第16条の6）			—	
		3 消防用設備に関すること。				
		(1) 消防設備士免状の交付（第17条の7第1項）				—
		(2) 消防設備士免状の返納命令（第13条の2第5項、第17条の7第2項）				—
		(3) 他の都道府県に対する違反者の通知（第13条の2第6項、第17条の7第2項）				—
		(4) 消防設備士免状の書換え（消防法施行令（以下この項において「政令」という。）第36条の5）				—
		(5) 消防設備士免状の再交付（政令第36条の6）				—
		(6) 消防設備士試験の実施（第13条の20、第17条の8第3項、第17条の9第4項）			—	
		(7) 甲種消防設備士試験の受験資格の認定（第17条の8第4項）				—
		(8) 消防設備士試験の合格の通知（消防法施行規則第33条の14）			—	
		(9) 消防設備士試験の委任及び委任の撤回（第17条の9第1項、第4項、第13条の19）		—		
		(10) 消防設備士講習の実施（第17条の10）				—
		4 指定試験機関に関すること。				
		(1) 名称等の変更の届出に係る措置（第13条の8第2項、第3項、第17条の9第4項）				—
		(2) 試験事務規程の変更についての意見の通知（第13条の12第2項、第17条の9第4項）				—
		(3) 事業計画及び予算についての意見の通知（第13条の13第2項、第17条の9第4項）				—
		(4) 事業報告書及び収支決算書の受理（第13条の13第3項、第17条の9第4項）				—
		(5) 試験の結果報告書の受理（危険物の規制に関する規則第58条の11、消防法施行規則第33条の16）				—
		(6) 必要な措置の指示（第13条の15第2項、第17条の9第4項）				—
		(7) 報告の徴収及び立入検査（第13条の16第2項、第17条の9第4項）				—
		(8) 試験事務の休廃止の許可についての意見の具申（第13条の17第3項、第17条の9第4項）			—	
	5 愛媛県消防用施設等整備資金貸付利子補給金交付要綱（昭和57年11月4日制定）の	1 融資機関との利子補給契約		—		

	施行に 関する 事務					
6	その 他の消 防に関 する事 務	1 表彰該当者の具申（消防表彰規 程第13条）	—			
		2 報償の具申（退職消防団員報償 規程第8条）				—
		3 賞じゆつ金支給の決定（愛媛県 消防賞じゆつ金授与条例第2条）	—			
7	消防 防災へ リコブ ターの 運航管 理に関 する事 務	1 広域航空消防防災応援体制の整 備に関する事。	—			
		2 運航管理に関する事。				
		(1) 運航計画の策定				—
		(2) 運航の決定				—
		(3) 搭乗員の指定				—
		(4) 飛行場以外の場所における離 着陸の許可の申請				—
		3 安全管理に関する事。				—
		4 教育訓練に関する事。				
		(1) 消防防災航空隊の教育訓練計 画の決定			—	
		(2) 消防防災航空隊の教育訓練の 実施				—
5 事故処理に関する事。		—				
8	高圧 ガス保 安法の 施行に 関する 事務	1 高圧ガスの製造等の規制に関す ること。				
		(1) 製造の許可（第5条第1項）			—	
		(2) 第二種製造者の届出の受理 （第5条第2項）				—
		(3) 第一種製造者の承継の届出の 受理（第10条第2項）				—
		(4) 第一種製造者の施設等の変更 の許可（第14条第1項）				—
		(5) 第一種製造者の施設の軽微な 変更の届出の受理（第14条第2 項）				—
		(6) 第二種製造者の施設等の変更 の届出の受理（第14条第4項）				—
		(7) 製造施設の完成検査（第20条 第1項本文、第3項、一般高圧 ガス保安規則（以下この部にお いて「一般則」という。）第31 条第2項、液化石油ガス保安規 則（以下この部において「液石 則」という。）第32条第2項、 コンビナート等保安規則（以下 この部において「コンビ則」と いう。）第15条第2項、冷凍保 安規則（以下この部において「冷 凍則」という。）第21条第2項）				—
		(8) 高圧ガス保安協会等の製造施設 の完成検査を受けた旨の届出の受 理（第20条第1項ただし書、第3項）				—
		(9) 高圧ガス保安協会等の製造施 設の完成検査の結果報告の受理 （第20条第4項）				—
		(10) 製造の廃止等の届出の受理 （第21条第1項から第3項まで）				—
		(11) 輸入高圧ガス及びその容器の 検査（第22条第1項、一般則第 45条第3項、液石則第45条第3 項、冷凍則第31条第3項）				—
		(12) 製造施設に係る検査記録の届 出の受理（第39条の11第1項）				—
		2 保安に関する事。				
(1) 危害予防規程の届出の受理 （第26条第1項）				—		
(2) 保安統括者等の選任及び解任				—		

				の届出の受理（第27条の2第5項、第27条の3第3項、第27条の4第2項）				
				(3) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の交付（第29条、第78条の4、高圧ガス保安法施行令（以下この部において「政令」という。）第18条第2項）				—
				(4) 免状交付事務の委託（第29条の2第1項）		—		
				(5) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の再交付（第78条の4、政令第18条第2項、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第2条）				—
				(6) 製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施（第31条第2項、第58条の16第1項、第78条の4、政令第18条第2項）			—	
				(7) 高圧ガス保安協会又は指定試験機関への試験事務の委任及び委任の撤回（第31条の2、第74条の2第2項、第78条の4、政令第18条第2項）		—		
				(8) 保安統括者等の代理者の選任及び解任の届出の受理（第27条の2第5項、第33条第3項）				—
				(9) 保安検査（第35条第1項、一般則第79条第4項、液石則第77条第4項、コンビ則第34条第4項、冷凍則第40条第4項）				—
				(10) 特定施設の使用休止の届出の受理（一般則第79条第2項、液石則第77条第2項、コンビ則第34条第2項）				—
				(11) 高圧ガス保安協会等の保安検査を受けた旨の届出の受理（第35条第1項）				—
				(12) 高圧ガス保安協会等の保安検査の結果報告の受理（第35条第3項）				—
				(13) 検査記録の届出の受理（第39条の11第2項）				—
				(14) 公安委員会等への通報（第74条第1項）				—
				(15) 災害等の通報に係る措置（第74条第2項、第3項）				—
				3 容器、機器及び原料ガスの規制に関すること。				
				(1) 容器検査（第44条第1項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
				(2) 容器への刻印（第45条第1項、第2項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
				(3) 特別充てんの許可（第48条第5項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
				(4) 容器検査所の登録及び登録更新（第49条第1項、第50条第3項、第4項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
				(5) 容器再検査（第49条第1項、第3項、第4項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
				(6) 附属品検査（第49条の2第1項、第78条の4、政令第18条第				—

				2項)				
				(7) 附属品への刻印(第49条の3第1項、第78条の4、政令第18条第2項)				—
				(8) 附属品の再検査(第49条の4第1項、第3項、第78条の4、政令第18条第2項)				—
				(9) 検査主任者の選任及び解任の届出の受理(第52条第2項、第78条の4、政令第18条第2項)				—
				(10) 容器に充てんするガスの種類等の変更に係る申請に対する措置(第54条第1項、第2項、第78条の4、政令第18条第2項)				—
				(11) 容器及び附属品の規格不適合の報告の受理(第56条第2項、第4項、第78条の4、政令第18条第2項)				—
				(12) 容器検査所の廃止の届出の受理(第56条の2、第78条の4、政令第18条第2項)				—
				4 指定試験機関に関すること。				
				(1) 変更の届出に係る措置(第58条の6第2項、第74条の2第2項)				—
				(2) 試験事務規程の変更についての意見の通知(第58条の7第2項)				—
				(3) 試験事務の休廃止の許可についての意見の具申(第58条の8第3項)				—
				(4) 事業計画及び収支予算についての意見の通知(第58条の9第2項)				—
				(5) 事業報告書及び収支決算書の受理(第58条の9第3項)				—
				(6) 試験結果報告書の受理(高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第12条第2項)				—
				(7) 必要な措置の指示(第58条の14第3項)				—
				(8) 報告の徴収(第61条第4項)				—
				(9) 立入検査(第62条第4項)				—
				5 指定完成検査機関及び指定保安検査機関に関すること。				
				(1) 指定(第20条第1項ただし書、第35条第1項、第74条の2第1項、第78条の4、政令第18条第1項)		—		
				(2) 指定の更新(第58条の20の2、第58条の30の2第2項)				—
				(3) 事業所の変更の届出の受理(第58条の22、第58条の30の2第2項、第74条の2第1項、第78条の4、政令第18条第1項)				—
				(4) 業務規程の認可及び変更認可(第58条の23第1項、第58条の30の2第2項、第78条の4、政令第18条第1項)				—
				(5) 業務規程の変更命令(第58条の23第3項、第58条の30の2第2項、第78条の4、政令第18条第1項)				—
				(6) 業務の休廃止の届出の受理(第58条の24、第58条の30の2第2項、第74条の2第1項、第78条の4、政令第18条第1項)				—

		(7) 完成検査員及び保安検査員の解任命令(第58条の27、第58条の30の2第2項、第78条の4、政令第18条第1項)				—
		(8) 基準適合命令(第58条の29、第58条の30の2第2項、第78条の4、政令第18条第1項)				—
		(9) 指定の取消し及び業務停止命令(第58条の30、第58条の30の2第2項、第74条の2第1項、第78条の4、政令第18条第1項)		—		
		(10) 報告の徴収(第61条第2項、第78条の4、政令第18条第1項、第3項)				—
		(11) 立入検査(第62条第2項、第78条の4、政令第18条第1項、第3項)				—
		6 監督処分に関すること。				
		(1) 製造の許可の取消し(第9条)		—		
		(2) 製造施設等の基準適合命令(第11条第3項、第12条第3項)				—
		(3) 輸入高圧ガスの廃棄等の命令(第22条第3項)				—
		(4) 危害予防規程の変更命令(第26条第2項)				—
		(5) 危害予防規程の遵守命令等(第26条第4項)				—
		(6) 保安教育計画の変更命令(第27条第2項)				—
		(7) 保安教育計画の実行等の勧告(第27条第5項)				—
		(8) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納命令(第30条、第78条の4、政令第18条第2項)				—
		(9) 保安統括者等の解任命令(第34条)				—
		(10) 命令違反等による製造の許可の取消し及び製造の停止命令(第38条)		—		
		(11) 容器製造設備等の基準適合命令(第41条第2項、第78条の4、政令第18条第2項)				—
		(12) 災害防止命令(第49条の30、第49条の35)			—	
		(13) 検査主任者の解任命令(第52条第4項、第78条の4、政令第18条第2項)				—
		(14) 容器検査所の登録の取消し及び再検査の停止命令(第53条、第78条の4、政令第18条第2項)		—		
		(15) 容器及び附属品の処分命令(第56条第1項、第4項、第78条の4、政令第18条第2項)				—
		(16) 高圧ガス保安協会に対する必要な措置の指示(第59条の30の2第2項)				—
		(17) 報告の徴収(第61条第1項)				—
		(18) 処分に対する不服の意見の聴取(第78条)			—	
	9 火薬	1 火薬類の製造、販売及び輸入の規制に関すること。				
	類取締法の施行に関する事務	(1) 製造及び販売営業の許可(第3条、第5条、第56条の2、火薬類取締法施行令(以下この部において「政令」という。)第16条)			—	
		(2) 製造施設等の変更の許可(第				—

	10条第1項、第56条の2、政令第16条)			
	(3) 製造業者等からの報告の受理 (火薬類取締法施行規則(以下この部において「省令」という。)第2条、第81条の14の表第1項、第2項、第4項、第5項、第8項、第9項)			—
	(4) 輸入の許可(第24条第1項)			—
	(5) 輸入の許可に係る変更の届出の受理(省令第81条の14の表第10項)			—
	(6) 輸入の届出の受理(第24条第3項)			—
	(7) 製造施設等の完成検査(第15条第1項、第2項、第56条の2、政令第16条、省令第41条第2項)			—
	2 火薬類の貯蔵の規制に関すること。			
	(1) 火薬庫の設置等の許可(第12条第1項)		—	—
	(2) 火薬庫の設備等の変更の許可(第12条第1項)			—
	(3) 貯蔵火薬類等の変更の届出の受理(省令第81条の14の表第7項)			—
	(4) 火薬庫の所有及び占有の免除の許可(第13条)			—
	3 保安に関すること。			
	(1) 危害予防規程の認可及び変更の認可(第28条第1項、第56条の2、政令第16条)			—
	(2) 保安教育計画の認可及び変更の認可(第29条第1項、第56条の2、政令第16条)			—
	(3) 保安責任者等の選任及び解任の届出の受理(第30条第3項、第56条の2、政令第16条)			—
	(4) 保安責任者の代理人の選任及び解任の届出の受理(第33条第2項、第56条の2、政令第16条)			—
	(5) 保安責任者試験(第31条第3項、第45条の17第1項、第52条の2第2項、省令第73条)		—	—
	(6) 保安責任者免状の交付(第31条第3項)			—
	(7) 保安責任者免状の書換え及び再交付(第17条第7項、第8項、第31条第7項)			—
	(8) 保安責任者試験事務の委任及び委任の撤回(第31条の3、第52条の2第2項)		—	—
	(9) 火薬類の安定度試験の結果報告の受理(第36条第1項)			—
	4 指定試験機関に関すること。			
	(1) 変更の届出についての措置(第45条の7第2項、第52条の2第2項)		—	—
	(2) 試験事務規程の変更についての意見の通知(第45条の8第2項)			—
	(3) 試験事務の休廃止の許可についての意見の具申(第45条の9第3項)		—	—
	(4) 事業計画及び収支予算についての意見の通知(第45条の10第2項)			—

		(5) 事業報告書及び収支決算書の受理 (第45条の10第3項)				—
		(6) 試験結果報告書の受理 (省令第81条の10第1項)				—
		(7) 必要の措置の指示 (第45条の15第3項)				—
		(8) 報告の徴収 (第45条の20第2項)				—
		(9) 立入検査 (第45条の21第2項)				—
		5 監督処分に関すること。				
		(1) 製造及び販売営業の許可の取消し及び事業の停止命令 (第8条、第44条、第56条の2、政令第16条)		—		
		(2) 製造施設等の基準適合命令 (第9条第3項、第56条の2、政令第16条)				—
		(3) 火薬庫の基準適合命令 (第14条第2項)				—
		(4) 危害予防規程の変更命令 (第28条第4項、第56条の2、政令第16条)				—
		(5) 保安責任者免状の返納命令 (第31条第5項)				—
		(6) 保安責任者等の解任命令 (第34条、第56条の2、政令第16条)				—
		(7) 火薬類の安定度試験の実施命令 (第36条第2項)				—
		(8) 報告の徴収 (第42条、第56条の2、政令第16条)				—
		(9) 不服申立ての手續における意見の聴取 (第55条)			—	
10	武器等製造法の施行に関する事務	1 猟銃等の製造及び販売の事業の許可 (第17条、第19条)			—	
		2 猟銃等の製造及び販売の事業許可の取消し等 (第6条、第15条、第20条)		—		
		3 製造又は販売する猟銃等の種類の変更許可 (第8条、第20条)				—
		4 猟銃等の製造事業所及び販売事業所の移転の許可 (第12条、第20条)				—
		5 猟銃等の製造事業者及び販売事業者からの報告の徴収 (第24条)				—
		6 猟銃等の製造事業所及び販売事業所の立入検査 (第25条)				—
		7 行政処分に対する不服申立ての手續における意見の聴取 (第30条)			—	
11	電気工事士の法の施行に関する事務	1 電気工事士免状の交付及びその返納命令 (第4条)				—
12	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 液化石油ガスの販売等の規制に関すること。				
		(1) 販売事業の登録に係る措置 (第3条第1項、第3条の2第2項、第4条)			—	
		(2) 販売事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧 (第3条の2第3項)				—
		(3) 登録行政庁の変更の届出の受理 (第6条、第26条の2)				—
		(4) 販売所等の変更の届出の受理 (第8条)				—
		(5) 販売事業者の承継の届出の受理 (第10条第3項、第26条)				—

	出の受理（第33条第2項）			
	(5) 保安業務規程の認可及び変更認可（第35条第1項）			—
	(6) 認定行政庁の変更の届出の受理（第6条、第35条の4）			—
	(7) 変更の届出の受理（第8条、第35条の4）			—
	(8) 承継の届出の受理（第10条第3項、第35条の4）			—
	(9) 廃止の届出の受理（第23条、第35条の4）			—
	(10) 保安業務の実施及びその方法の改善の命令（第34条第3項）			—
	(11) 保安業務規程の変更命令（第35条第3項）			—
	(12) 基準適合命令（第35条の2）			—
	(13) 認定の取消し（第35条の3）			—
	(14) 報告の徴収（第82条第1項、第94条の2、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第13条第4項、第7項）			—
	(15) 立入検査（第83条第2項、第4項、第94条の2、政令第13条第4項、第7項）			—
	3 認定液化石油ガス販売事業者に関すること。			
	(1) 保安の確保の方法等の認定（第35条の6第1項、第88条第2項）		—	
	(2) 一般消費者等の数の報告の受理（第35条の7）			—
	(3) 認定の取消し（第35条の10、第88条第2項）		—	
	4 指定試験機関に関すること。			
	(1) 変更の届出に係る措置（第38条の17第2項、第88条第2項）			—
	(2) 試験事務規程の変更についての意見の通知（第38条の18第2項）			—
	(3) 試験事務の休廃止の許可についての意見の具申（第38条の19第3項）			—
	(4) 事業計画及び収支予算についての意見の通知（第38条の20第2項）			—
	(5) 事業報告書及び収支決算書の受理（第38条の20第3項）			—
	(6) 試験結果報告書の受理（省令第129条第1項）			—
	(7) 必要な措置の指示（第38条の25第3項）		—	
	(8) 報告の徴収（第82条第4項）			—
	(9) 立入検査（第83条第7項）			—
	5 監督処分に関すること。			
	(1) 災害防止命令（第13条第2項）		—	
	(2) 書面の交付及び再交付の命令（第14条第2項）			—
	(3) 販売施設等の基準適合命令（第16条第3項）			—
	(4) 供給設備の基準適合命令（第16条の2第2項、第94条の2、政令第13条第1項）			—
	(5) 業務主任者等の解任命令（第22条）			—
	(6) 販売事業の登録の取消し及び		—	

		販売事業の停止命令（第25条から第26条の2まで）			
		(7) 充てん設備の基準適合命令（第37条の5第3項）			—
		(8) 充てん設備の許可の取消し及び使用の停止命令（第37条の7第1項）	—		
		(9) 液化石油ガス設備士免状の返納命令（第38条の4第4項）			—
		(10) 報告の徴収（第82条第1項、第2項、第94条の2、政令第13条第2項、第7項、第8項）			—
		(11) 立入検査等（第83条第1項、第3項、第94条の2、政令第13条第3項、第7項、第8項）			—
		(12) 液化石油ガス器具等の提出命令（第83条の2第1項、第94条の2、政令第13条第7項、第8項）			—
		(13) 処分に対する不服の意見の聴取（第92条）		—	
13	ガス事業法の施行に関する事務	1 監督処分に関すること。 (1) 報告の徴収（第46条第1項、ガス事業法施行令（以下この部において「政令」という。）第12条第1項、第2項） (2) 立入検査（第47条第1項、政令第12条第1項、第2項） (3) ガス用品の提出命令（第47条の2第1項、政令第12条第1項、第2項）			—
14	交通安全対策に関する事務	1 交通安全に係る施策の実施計画の策定 2 交通安全対策事業の実施	—		—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者 部長 局長 室長	
危機管理室	1 災害対策基本法の施行に関する事務	1 市町防災会議を設置しないこととする協議（第16条第4項、第5項）		—	
		2 指定行政機関等の職員の派遣要請（第29条）	—		
		3 内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣あつせんの要請（第30条）	—		
		4 派遣職員に関する資料の提出等（第33条）			—
		5 市町地域防災計画の作成等の承認（第42条）		—	
		6 防災訓練の実施（第48条）		—	
		7 防災に必要な物資等の備蓄等の決定（第49条）		—	
		8 災害情報の収集及び伝達（第51条、第55条）			—
		9 被害状況の報告（第53条）			—
		10 通信設備の優先利用要求（第57条）		—	
		11 市町長が行うべき避難の指示等の代行（第60条第5項、第6項）	—		
		12 市町長等の要請による応援等の決定（第68条）		—	
		13 災害に対する応急措置の実施（第70条第1項）		—	
		14 指定行政機関の長に対する応急措置の要請（第70条第3項）	—		

	15 従事命令等の決定（第71条）		—		
	16 市町長に対する応急措置等の指示（第72条）		—		
	17 市町長が実施すべき措置の代行（第73条）	—			
	18 他の都道府県知事に対する応援要請等（第74条）	—			
	19 災害時における事務の他の都道府県知事に対する委託（第75条）	—			
	20 従事命令等に係る損失補償等の決定（第82条）		—		
	21 緊急通行車両（緊急自動車を除く。）の確認（災害対策基本法施行令第33条）				—
2 自衛隊法の施行に関する事務	1 自衛隊の災害派遣要請（第83条）	—			
3 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の施行に関する事務	1 市町の集団移転促進事業計画に対する国土交通大臣への意見の申出（第3条）	—			
	2 市町の申出に基づく集団移転促進事業の実施（第6条）	—			
	3 市町の集団移転促進事業計画等に対する指導、助言等の措置（第9条）		—		
4 武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関する事務	1 国民の保護のための措置の実施に関すること。				
	(1) 措置の実施				
	ア 重要なもの		—		
	イ 軽易なもの				—
	(2) 指定行政機関の長等に対する措置の実施に関する要請（第11条第4項）	—			
	(3) 他の都道府県知事等に対する応援の要求等（第12条第1項）	—			
	(4) 他の都道府県に対する事務の委託（第13条）	—			
	(5) 市町長が実施すべき措置の代行（第14条第1項、第2項）		—		
	(6) 防衛庁長官に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請（第15条第1項）	—			
	(7) 市町長等の要求による応援の決定（第18条第1項）		—		
	(8) 指定公共機関等の要求による応援の決定（第21条第2項）		—		
	(9) 指定公共機関等に対する措置の実施に関する要請（第21条第3項）		—		
	(10) 訓練の実施等（第42条第1項、第3項）		—		
(11) 県警察本部長等に対する避難住民の誘導の要請等（第63条第2項、第3項）	—				
(12) 対策本部長に対する武力攻撃災害の防除及び軽減の措置の要請（第97条第4項）	—				
(13) 応急の復旧に関する支援の	—				

				要求（第140条）				
				(14) 指定行政機関の長等に対する職員 の派遣の要請（第151条）	—			
				(15) 総務大臣に対する職員 の派遣の要請（第152条第1 項、第2項）	—			
				2 都道府県国民保護対策本部に 関すること。				
				(1) 内閣総理大臣に対する指定 の要請（第26条第1項）	—			
				3 国民の保護に関する計画に 関すること。				
				(1) 県の計画の作成及び変更（ 第34条第1項、第6項、第8項）	—			
				(2) 県の計画の作成及び変更 に係る協議等（第33条第6項、 第34条第4項、第5項、第7項、 第8項）		—		
				(3) 市町の計画の作成及び 変更に係る協議等（第35条第 5項、第8項）		—		
				4 緊急対処保護措置の 実施に関すること。				
				(1) 措置の実施				
				ア 重要なもの		—		
				イ 軽易なもの				—
				(2) 指定行政機関の長等 に対する措置の実施に関する 要請（第11条第4項、 第177条第3項）	—			
				(3) 他の都道府県知事等 に対する応援の要求等（ 第12条第1項、第183条）	—			
				(4) 他の都道府県に 対する事務の委託（ 第13条、第183条）	—			
				(5) 市町長が実施すべき 措置の代行（第14条第 1項、第2項、第183条）		—		
				(6) 防衛庁長官に対する 自衛隊の部隊等の派遣の 要請（第15条第1項、 第183条）	—			
				(7) 市町長等の要求による 応援の決定（第18条第 1項、第183条）		—		
				(8) 指定公共機関等の 要求による応援の決定（ 第21条第2項、第179 条第2項）		—		
				(9) 指定公共機関等 に対する措置の実施に 関する要請（第21条第 3項、第179条第2項）		—		
				(10) 訓練の実施等（ 第42条第1項、第3項、 第183条）		—		
				(11) 県警察本部長等 に対する避難住民の誘導 の要請等（第63条第2 項、第3項、第183条）	—			
				(12) 対策本部長に 対する武力攻撃災害の防 除及び軽減の措置の要 請（第97条第4項、 第183条）	—			
				(13) 応急の復旧に 関する支援の要求（ 第140条、第183条）	—			
				(14) 指定行政機関の 長等に対する職員 の派遣の要請（第151 条、第183条）	—			
				(15) 総務大臣に 対する職員 の派遣の要請（第152 条第1項、第2項、 第183条）	—			
				5 都道府県緊急 対処事態対策本部 に関すること。				
				(1) 内閣総理大臣 に対する指定の	—			

要請 (第26条第1項、第183条)					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
人権対策課	省略				

要請 (第26条第1項、第183条)					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
人権対策課	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
消 防 防 災 安 全 課	1 消防組織法の施行に関する事務	1 消防職員及び消防団員の教養訓練 (第29条)			—
		2 市町相互間の消防職員人事交流のあつせん (第29条)		—	
		3 消防統計及び消防情報の受発 (第29条)			—
		4 消防施設の強化拡充の指導及び助成 (第29条)		—	
		5 消防用設備機械器具及び資材の性能試験 (第29条)			—
		6 市町消防の相互応援計画作成指導 (第29条)			—
		7 市町を行う救急業務の指導 (第29条)			—
		8 都市等級の決定 (第29条)			—
		9 航空機を用いた市町の消防の支援の決定 (第30条第1項)			—
		10 航空機を用いた市町の消防の支援に関する協定の締結 (第30条第2項)		—	
		11 市町の消防の広域化推進計画に関すること。			
		(1) 計画の策定及び変更 (第33条第1項、第3項)	—		
		(2) 市町の意見聴取 (第33条第3項)		—	
		(3) 市町の調整 (第33条第4項)		—	
		(4) 勧告に基づいて講じた措置の報告の受理 (第33条第5項)		—	
		12 消防に関する事項についての勧告、指導及び助言 (第38条)		—	
	13 地震等非常事態の際の市町長に対する指示 (第43条)		—		
14 他の都道府県に対する応援要請等の措置 (第44条第1項)		—			
15 緊急消防援助隊の応援出動等の措置の要求及び指示 (第44条第3項、第6項)		—			
16 緊急消防援助隊の登録の申請 (第45条第4項)		—			
2 消防力の整備指針に関する事務	1 消防力の整備指針に関する資料の作成指導			—	
3 消防学校に関する事務	1 学校教育計画の承認 (愛媛県消防学校規則第4条)			—	
4 消防法の施	1 一般消防に関すること。				
	(1) 気象情報の受発 (第22条第				

行に關する事務	1 項、第 2 項)				
	(2) 火災原因の調査の実施(第35条の3)				—
	(3) 救急業務の実施要請等(第35条の6)		—		
	2 消防危険物規制に関すること。				
	(1) 移送取扱所の設置の許可(第11条第1項、第7項)			—	
	(2) 移送取扱所の変更の許可(第11条第1項、第7項)				—
	(3) 移送取扱所の設置の許可にいての総務大臣への意見の具申(第11条第3項)			—	
	(4) 移送取扱所の完成検査及び仮使用承認(第11条第5項)				—
	(5) 移送取扱所の承継の届出の受理(第11条第6項)				—
	(6) 完成検査前の特定事項の検査(第11条の2第1項)				—
	(7) 危険物の種類又は数量の変更の届出に係る措置(第11条の4、第11条第7項)				—
	(8) 危険物の貯蔵等の基準適合命令(第11条の5)			—	
	(9) 移送取扱所の設備等の基準適合命令(第12条第2項)			—	
	(10) 市町長の要請に係る措置(第12条の4)				—
	(11) 移送取扱所の用途廃止の届出の受理(第12条の6)				—
	(12) 危険物保安統括管理者の選任及び解任の届出の受理(第12条の7第2項)				—
	(13) 危険物取扱者免状の交付(第13条の2第3項)				—
	(14) 危険物取扱者免状の返納命令(第13条の2第5項)				—
	(15) 他の都道府県に対する違反者の通知(第13条の2第6項)				—
	(16) 危険物取扱者免状の書換え(危険物の規制に関する政令(以下この項において「政令」という。)第34条)				—
	(17) 危険物取扱者免状の再交付(政令第35条第1項)				—
	(18) 危険物取扱者試験の実施(第13条の3第3項、第13条の20第1項)			—	
	(19) 危険物取扱者試験の合格の通知(危険物の規制に関する規則第58条第1項)			—	
	(20) 危険物取扱者試験の委任及び委任の撤回(第13条の5第1項、第13条の8第1項、第13条の19)		—		
	(21) 危険物取扱者保安講習の実施(第13条の23)				—
	(22) 予防規程の認可及び変更の認可(第14条の2第1項)				—
	(23) 予防規程の変更命令(第14条の2第3項)				—
	(24) 移送取扱所の保安検査(第14条の3第1項)				—
(25) 移送取扱所の事故時の応急措置命令(第16条の3第3項)			—		
(26) 移送取扱所の無許可施設の措置命令(第16条の6)			—		
3 消防用設備に関すること。					

	(1) 消防設備士免状の交付（第17条の7第1項）			—
	(2) 消防設備士免状の返納命令（第13条の2第5項、第17条の7第2項）			—
	(3) 他の都道府県に対する違反者の通知（第13条の2第6項、第17条の7第2項）			—
	(4) 消防設備士免状の書換え（消防法施行令（以下この項において「政令」という。）第36条の5）			—
	(5) 消防設備士免状の再交付（政令第36条の6）			—
	(6) 消防設備士試験の実施（第13条の20、第17条の8第3項、第17条の9第4項）		—	
	(7) 甲種消防設備士試験の受験資格の認定（第17条の8第4項）			—
	(8) 消防設備士試験の合格の通知（消防法施行規則第33条の14）		—	
	(9) 消防設備士試験の委任及び委任の撤回（第17条の9第1項、第4項、第13条の19）	—		
	(10) 消防設備士講習の実施（第17条の10）			—
	4 指定試験機関に関すること。			
	(1) 名称等の変更の届出に係る措置（第13条の8第2項、第3項、第17条の9第4項）			—
	(2) 試験事務規程の変更についての意見の通知（第13条の12第2項、第17条の9第4項）			—
	(3) 事業計画及び予算についての意見の通知（第13条の13第2項、第17条の9第4項）			—
	(4) 事業報告書及び収支決算書の受理（第13条の13第3項、第17条の9第4項）			—
	(5) 試験の結果報告書の受理（危険物の規制に関する規則第58条の11、消防法施行規則第33条の16）			—
	(6) 必要な措置の指示（第13条の15第2項、第17条の9第4項）			—
	(7) 報告の徴収及び立入検査（第13条の16第2項、第17条の9第4項）			—
	(8) 試験事務の休廃止の許可についての意見の具申（第13条の17第3項、第17条の9第4項）		—	
5	その			
他の消防に関する事務	1 表彰該当者の具申（消防表彰規程第13条）	—		
	2 報償の具申（退職消防団員報償規程第8条）			—
	3 賞じゆつ金支給の決定（愛媛県消防賞じゆつ金授与条例第2条）	—		
6	消防			
防災ヘリコプターの運航管理に関する事務	1 広域航空消防防災応援体制の整備に関すること。		—	
	2 運航管理に関すること。			
	(1) 運航計画の策定			—
	(2) 運航の決定			—
	(3) 搭乗員の指定			—
	(4) 飛行場以外の場所における離着陸の許可の申請			—
	3 安全管理に関すること。			—
	4 教育訓練に関すること。			
	(1) 消防防災航空隊の教育訓練計			—

	画の決定				
	(2) 消防防災航空隊の教育訓練の実施				—
	5 事故処理に関すること。		—		
7 高圧 ガス保 安法の 施行に 関する 事務	1 高圧ガスの製造等の規制に関すること。				
	(1) 製造の許可（第5条第1項）				—
	(2) 第二種製造者の届出の受理（第5条第2項）				—
	(3) 第一種製造者の承継の届出の受理（第10条第2項）				—
	(4) 第一種製造者の施設等の変更の許可（第14条第1項）				—
	(5) 第一種製造者の施設の軽微な変更の届出の受理（第14条第2項）				—
	(6) 第二種製造者の施設等の変更の届出の受理（第14条第4項）				—
	(7) 製造施設の完成検査（第20条第1項本文、第3項、一般高圧ガス保安規則（以下この部において「一般則」という。）第31条第2項、液化石油ガス保安規則（以下この部において「液石則」という。）第32条第2項、コンビナート等保安規則（以下この部において「コンビ則」という。）第15条第2項、冷凍保安規則（以下この部において「冷凍則」という。）第21条第2項）				—
	(8) 高圧ガス保安協会等の製造施設の完成検査を受けた旨の届出の受理（第20条第1項ただし書、第3項）				—
	(9) 高圧ガス保安協会等の製造施設の完成検査の結果報告の受理（第20条第4項）				—
	(10) 製造の廃止等の届出の受理（第21条第1項から第3項まで）				—
	(11) 輸入高圧ガス及びその容器の検査（第22条第1項、一般則第45条第3項、液石則第45条第3項、冷凍則第31条第3項）				—
	(12) 製造施設に係る検査記録の届出の受理（第39条の11第1項）				—
	2 保安に関すること。				
	(1) 危害予防規程の届出の受理（第26条第1項）				—
	(2) 保安統括者等の選任及び解任の届出の受理（第27条の2第5項、第6項、第27条の3第3項、第27条の4第2項）				—
	(3) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の交付（第29条、第78条の4、高圧ガス保安法施行令（以下この部において「政令」という。）第18条第2項）				—
	(4) 免状交付事務の委託（第29条の2第1項）		—		
	(5) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の再交付（第78条の4、政令第18条第2項、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第2条）				—
	(6) 製造保安責任者試験及び販売				—

主任者試験の実施（第31条第2項、第58条の16第1項、第78条の4、政令第18条第2項）				
(7) 高圧ガス保安協会又は指定試験機関への試験事務の委任及び委任の撤回（第31条の2、第74条の2第2項、第78条の4、政令第18条第2項）		—		
(8) 保安統括者等の代理者の選任及び解任の届出の受理（第27条の2第5項、第33条第3項）				—
(9) 保安検査（第35条第1項、一般則第79条第4項、液石則第77条第4項、コンビ則第34条第4項、冷凍則第40条第4項）				—
(10) 特定施設の使用休止の届出の受理（一般則第79条第2項、液石則第77条第2項、コンビ則第34条第2項）				—
(11) 高圧ガス保安協会等の保安検査を受けた旨の届出の受理（第35条第1項）				—
(12) 高圧ガス保安協会等の保安検査の結果報告の受理（第35条第3項）				—
(13) 検査記録の届出の受理（第39条の11第2項）				—
(14) 公安委員会等への通報（第74条第1項）				—
(15) 災害等の通報に係る措置（第74条第2項、第3項）				—
3 容器、機器及び原料ガスの規制に関すること。				
(1) 容器検査（第44条第1項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
(2) 容器への刻印（第45条第1項、第2項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
(3) 特別充てんの許可（第48条第5項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
(4) 容器検査所の登録及び登録更新（第49条第1項、第50条第3項、第4項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
(5) 容器再検査（第49条第1項、第3項、第4項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
(6) 附属品検査（第49条の2第1項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
(7) 附属品への刻印（第49条の3第1項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
(8) 附属品の再検査（第49条の4第1項、第3項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
(9) 検査主任者の選任及び解任の届出の受理（第52条第2項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
(10) 容器に充てんするガスの種類等の変更に係る申請に対する措置（第54条第1項、第2項、第78条の4、政令第18条第2項）				—
(11) 容器及び附属品の規格不適合の報告の受理（第56条第2項、第4項、第78条の4、政令第18				—

条第2項)				
(12) 容器検査所の廃止の届出の受理(第56条の2、第78条の4、政令第18条第2項)				—
4 指定試験機関に関すること。				
(1) 変更の届出に係る措置(第58条の6第2項、第74条の2第2項)				—
(2) 試験事務規程の変更についての意見の通知(第58条の7第2項)				—
(3) 試験事務の休廃止の許可についての意見の具申(第58条の8第3項)				—
(4) 事業計画及び収支予算についての意見の通知(第58条の9第2項)				—
(5) 事業報告書及び収支決算書の受理(第58条の9第3項)				—
(6) 試験結果報告書の受理(高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第12条第2項)				—
(7) 必要な措置の指示(第58条の14第3項)				—
(8) 報告の徴収(第61条第4項)				—
(9) 立入検査(第62条第4項)				—
5 指定完成検査機関及び指定保安検査機関に関すること。				
(1) 指定(第20条第1項ただし書、第35条第1項、第74条の2第1項、第78条の4、政令第18条第1項)		—		
(2) 指定の更新(第58条の20の2、第58条の30の2第2項)				—
(3) 事業所の変更の届出の受理(第58条の22、第58条の30の2第2項、第74条の2第1項、第78条の4、政令第18条第1項)				—
(4) 業務規程の認可及び変更認可(第58条の23第1項、第58条の30の2第2項、第78条の4、政令第18条第1項)				—
(5) 業務規程の変更命令(第58条の23第3項、第58条の30の2第2項、第78条の4、政令第18条第1項)				—
(6) 業務の休廃止の届出の受理(第58条の24、第58条の30の2第2項、第74条の2第1項、第78条の4、政令第18条第1項)				—
(7) 完成検査員及び保安検査員の解任命令(第58条の27、第58条の30の2第2項、第78条の4、政令第18条第1項)				—
(8) 基準適合命令(第58条の29、第58条の30の2第2項、第78条の4、政令第18条第1項)				—
(9) 指定の取消し及び業務停止命令(第58条の30、第58条の30の2第2項、第74条の2第1項、第78条の4、政令第18条第1項)		—		
(10) 報告の徴収(第61条第2項、第78条の4、政令第18条第1項、第3項)				—
(11) 立入検査(第62条第2項、第78条の4、政令第18条第1項、第3項)				—

	6 監督処分に関すること。			
	(1) 製造の許可の取消し（第9条）		—	
	(2) 製造施設等の基準適合命令（第11条第3項、第12条第3項）			—
	(3) 輸入高圧ガスの廃棄等の命令（第22条第3項）			—
	(4) 危害予防規程の変更命令（第26条第2項）			—
	(5) 危害予防規程の遵守命令等（第26条第4項）			—
	(6) 保安教育計画の変更命令（第27条第2項）			—
	(7) 保安教育計画の実行等の勧告（第27条第5項）			—
	(8) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納命令（第30条、第78条の4、政令第18条第2項）			—
	(9) 保安統括者等の解任命令（第34条）			—
	(10) 命令違反等による製造の許可の取消し及び製造の停止命令（第38条）		—	
	(11) 容器製造設備等の基準適合命令（第41条第2項、第78条の4、政令第18条第2項）			—
	(12) 災害防止命令（第49条の30、第49条の35）			—
	(13) 検査主任者の解任命令（第52条第4項、第78条の4、政令第18条第2項）			—
	(14) 容器検査所の登録の取消し及び再検査の停止命令（第53条、第78条の4、政令第18条第2項）		—	
	(15) 容器及び附属品の処分命令（第56条第1項、第4項、第78条の4、政令第18条第2項）			—
	(16) 高圧ガス保安協会に対する必要な措置の指示（第59条の30の2第2項）			—
	(17) 報告の徴収（第61条第1項）			—
(18) 処分に対する不服の意見の聴取（第78条）			—	
8 火薬類取締法の施行に関する事務	1 火薬類の製造、販売及び輸入の規制に関すること。			
	(1) 製造及び販売営業の許可（第3条、第5条、第56条の2、火薬類取締法施行令（以下この部において「政令」という。）第16条）			—
	(2) 製造施設等の変更の許可（第10条第1項、第56条の2、政令第16条）			—
	(3) 製造業者等からの報告の受理（火薬類取締法施行規則（以下この部において「省令」という。）第2条、第81条の14の表第1項、第2項、第4項、第5項、第8項、第9項）			—
	(4) 輸入の許可（第24条第1項）			—
	(5) 輸入の許可に係る変更の届出の受理（省令第81条の14の表第10項）			—
	(6) 輸入の届出の受理（第24条第3項）			—
(7) 製造施設等の完成検査（第15条第1項、第2項、第56条の2、政令第16条、省令第41条第2項）			—	

2 火薬類の貯蔵の規制に関すること。				
(1) 火薬庫の設置等の許可（第12条第1項）			—	
(2) 火薬庫の設備等の変更の許可（第12条第1項）				—
(3) 貯蔵火薬類等の変更の届出の受理（省令第81条の14の表第7項）				—
(4) 火薬庫の所有及び占有の免除の許可（第13条）				—
3 保安に関すること。				
(1) 危害予防規程の認可及び変更の認可（第28条第1項、第56条の2、政令第16条）				—
(2) 保安教育計画の認可及び変更の認可（第29条第1項、第56条の2、政令第16条）				—
(3) 保安責任者等の選任及び解任の届出の受理（第30条第3項、第56条の2、政令第16条）				—
(4) 保安責任者の代理人の選任及び解任の届出の受理（第33条第2項、第56条の2、政令第16条）				—
(5) 保安責任者試験（第31条第3項、第45条の17第1項、第53条第2項、省令第73条）			—	
(6) 保安責任者免状の交付（第31条第3項）				—
(7) 保安責任者免状の書換え及び再交付（第17条第7項、第8項、第31条第7項）				—
(8) 保安責任者試験事務の委任及び委任の撤回（第31条の3、第53条第2項）		—		
(9) 火薬類の安定度試験の結果報告の受理（第36条第1項）				—
4 指定試験機関に関すること。				
(1) 変更の届出の処理（第45条の7第2項、第53条第2項）			—	
(2) 試験事務規程の変更についての意見の通知（第45条の8第2項）				—
(3) 試験事務の休廃止の許可についての意見の具申（第45条の9第3項）			—	
(4) 事業計画及び収支予算についての意見の通知（第45条の10第2項）				—
(5) 事業報告書及び収支決算書の受理（第45条の10第3項）				—
(6) 試験結果報告書の受理（省令第81条の10第1項）				—
(7) 必要な措置の指示（第45条の15第3項）				—
(8) 報告の徴収（第45条の20第2項）				—
(9) 立入検査（第45条の21第2項）				—
5 監督処分に関すること。				
(1) 製造及び販売営業の許可の取消し及び事業の停止命令（第8条、第44条、第56条の2、政令第16条）		—		
(2) 製造施設等の基準適合命令（第9条第3項、第56条の2、政令第16条）				—
(3) 火薬庫の基準適合命令（第14				—

		条第2項)				
		(4) 危害予防規程の変更命令(第28条第4項、第56条の2、政令第16条)				—
		(5) 保安責任者免状の返納命令(第31条第5項)				—
		(6) 保安責任者等の解任命令(第34条、第56条の2、政令第16条)				—
		(7) 火薬類の安定度試験の実施命令(第36条第2項)				—
		(8) 報告の徴収(第42条、第56条の2、政令第16条)				—
		(9) 不服申立ての手續における意見の聴取(第55条)			—	
9	武器等製造法の施行に関する事務	1 猟銃等の製造及び販売の事業の許可(第17条、第19条)			—	
		2 猟銃等の製造及び販売の事業許可の取消し等(第6条、第15条、第20条)			—	
		3 製造又は販売する猟銃等の種類の変更許可(第8条、第20条)				—
		4 猟銃等の製造事業所及び販売事業所の移転の許可(第12条、第20条)				—
		5 猟銃等の製造事業者及び販売事業者からの報告の徴収(第24条)				—
		6 猟銃等の製造事業所及び販売事業所の立入検査(第25条)				—
		7 行政処分に対する不服申立ての手續における意見の聴取(第30条)			—	
10	電気工事士の法の施行に関する事務	1 電気工事士免状の交付及びその返納命令(第4条)				—
11	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 液化石油ガスの販売等の規制に関すること。 (1) 販売事業の登録に係る措置(第3条第1項、第3条の2第2項、第4条) (2) 販売事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧(第3条の2第3項) (3) 登録行政庁の変更の届出の受理(第6条、第26条の2) (4) 販売所等の変更の届出の受理(第8条) (5) 販売事業者の承継の届出の受理(第10条第3項、第26条の2) (6) 業務主任者の選任及び解任の届出の受理(第19条第2項) (7) 業務主任者の代理者の選任及び解任の届出の受理(第21条第2項) (8) 販売事業の廃止の届出の受理(第23条、第26条の2) (9) 充てん設備の許可(第37条の4第1項) (10) 充てん設備の変更の許可(第37条の2第1項、第37条の4第3項) (11) 充てん設備の撤去その他軽微な変更の届出の受理(第37条の2第2項、第37条の4第3項) (12) 充てん設備の完成検査(第37条の3第1項本文、第37条の4第4項)			—	

(13) 高圧ガス保安協会等の充てん設備の完成検査を受けた旨の届出の受理（第37条の3第1項ただし書、第37条の4第4項）				—
(14) 高圧ガス保安協会等の充てん設備の完成検査の結果報告の受理（第37条の3第2項、第37条の4第4項）				—
(15) 充てん設備の保安検査（第37条の6第1項本文）				—
(16) 高圧ガス保安協会等の充てん設備の保安検査を受けた旨の届出の受理（第37条の6第1項ただし書）				—
(17) 高圧ガス保安協会等の充てん設備の保安検査の結果報告の受理（第37条の6第3項）				—
(18) 液化石油ガス設備士免状の交付（第38条の4第1項）				—
(19) 液化石油ガス設備士資格の認定（第38条の4第2項）				—
(20) 液化石油ガス設備士免状の再交付（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第97条第1項）				—
(21) 液化石油ガス設備士免状の書換え（省令第98条）				—
(22) 免状交付事務の委任（第38条の4の2第1項）	—			
(23) 液化石油ガス設備士試験の実施（第38条の5第2項、第38条の27第1項）			—	
(24) 高圧ガス保安協会又は指定試験機関への試験事務の委任及び委任の撤回（第38条の6、第88条第2項）	—			
(25) 関係行政機関への通報（第87条第1項）				—
(26) 関係行政機関からの要請に係る措置（第87条第2項）				—
2 保安機関に関すること。				
(1) 認定（第29条第1項）			—	
(2) 認定の更新（第32条第1項）				—
(3) 一般消費者等の数の増加の認可（第33条第1項）				—
(4) 一般消費者等の数の減少の届出の受理（第33条第2項）				—
(5) 保安業務規程の認可及び変更認可（第35条第1項）				—
(6) 認定行政庁の変更の届出の受理（第6条、第35条の4）				—
(7) 変更の届出の受理（第8条、第35条の4）				—
(8) 承継の届出の受理（第10条第3項、第35条の4）				—
(9) 廃止の届出の受理（第23条、第35条の4）				—
(10) 保安業務の実施及びその方法の改善の命令（第34条第3項）				—
(11) 保安業務規程の変更命令（第35条第3項）				—
(12) 基準適合命令（第35条の2）				—
(13) 認定の取消し（第35条の3）	—			
(14) 報告の徴収（第82条第1項、第94条の2、液化石油ガスの保				—

安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第13条第4項、第7項）				
(15) 立入検査（第83条第2項、第4項、第94条の2、政令第13条第4項、第7項）				—
3 認定液化石油ガス販売事業者に関すること。				
(1) 保安の確保の方法等の認定（第35条の6第1項、第88条第2項）			—	
(2) 一般消費者等の数の報告の受理（第35条の7）				—
(3) 認定の取消し（第35条の10、第88条第2項）		—		
4 指定試験機関に関すること。				
(1) 変更の届出に係る措置（第38条の17第2項、第88条第2項）				—
(2) 試験事務規程の変更についての意見の通知（第38条の18第2項）				—
(3) 試験事務の休廃止の許可についての意見の具申（第38条の19第3項）				—
(4) 事業計画及び収支予算についての意見の通知（第38条の20第2項）				—
(5) 事業報告書及び収支決算書の受理（第38条の20第3項）				—
(6) 試験結果報告書の受理（省令第129条第1項）				—
(7) 必要な措置の指示（第38条の25第3項）			—	
(8) 報告の徴収（第82条第5項）				—
(9) 立入検査（第83条第7項）				—
5 監督処分に関すること。				
(1) 災害防止命令（第13条第2項）			—	
(2) 書面の交付及び再交付の命令（第14条第2項）				—
(3) 販売施設等の基準適合命令（第16条第3項）				—
(4) 供給設備の基準適合命令（第16条の2第2項、第94条の2、政令第13条第1項）				—
(5) 業務主任者等の解任命令（第22条）				—
(6) 販売事業の登録の取消し及び販売事業の停止命令（第25条から第26条の2まで）		—		
(7) 充てん設備等の基準適合命令（第37条の5第3項）				—
(8) 充てん設備等の許可の取消し及び使用の停止命令（第37条の7第1項）		—		
(9) 液化石油ガス設備士免状の返納命令（第38条の4第4項）				—
(10) 報告の徴収（第82条第1項、第2項、第94条の2、政令第13条第2項、第7項、第8項）				—
(11) 立入検査等（第83条第1項、第3項、第94条の2、政令第13条第3項、第7項、第8項）				—
(12) 液化石油ガス器具等の提出命令（第83条の2第1項、第94条の2、政令第13条第7項、第8項）				—

	(13) 処分に対する不服の意見の聴取(第92条)			—	
12 ガス事業法の施行に関する事務	1 監督処分に関すること。 (1) 報告の徴収(第46条第1項、ガス事業法施行令(以下この部において「政令」という。)第12条第1項、第2項) (2) 立入検査(第47条第1項、政令第12条第1項、第2項) (3) ガス用品の提出命令(第47条の2第1項、政令第12条第1項、第2項)				—
13 交通安全に関する事務	1 交通安全に係る施策の実施計画の策定 2 交通安全対策事業の実施		—		—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者 部長 局長 課長		
危機管理課	1 災害対策基本法の施行に関する事務	1 市町防災会議を設置しないこととする協議(第16条第4項、第5項)		—		
		2 指定行政機関等の職員の派遣要請(第29条)	—			
		3 内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣あつせん要請(第30条)	—			
		4 派遣職員に関する資料の提出等(第33条)				—
		5 市町地域防災計画の作成等の承認(第42条)		—		
		6 防災訓練の実施(第48条)		—		
		7 防災に必要な物資等の備蓄等の決定(第49条)		—		
		8 災害情報の収集及び伝達(第51条、第55条)				—
		9 被害状況の報告(第53条)				—
		10 通信設備の優先利用要求(第57条)		—		
		11 市町長が行うべき避難の指示等の代行(第60条第5項、第6項)	—			
		12 市町長等の要請による応援等の決定(第68条)		—		
		13 災害に対する応急措置の実施(第70条第1項)		—		
		14 指定行政機関の長に対する応急措置の要請(第70条第3項)	—			
		15 従事命令等の決定(第71条)		—		
		16 市町長に対する応急措置等の指示(第72条)		—		
		17 市町長が実施すべき措置の代行(第73条)	—			
		18 他の都道府県知事に対する応援要請等(第74条)	—			
		19 災害時における事務の他の都道府県知事に対する委託(第75条)	—			
		20 従事命令等に係る損失補償等の決定(第82条)		—		
		21 緊急通行車両(緊急自動車を除く。)の確認(災害対策基本法施行令第33条)				—
2 自衛隊法の施行に関する	1 自衛隊の災害派遣要請(第83条)	—				

事務					
3 防災のため の集団 移転促 進事業 に係る 国の財 政上の 特別措 置等に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 市町の集団移転促進事業計画に 対する国土交通大臣への意見の申 出（第3条）	—			
	2 市町の申出に基づく集団移転促 進事業の実施（第6条）	—			
	3 市町の集団移転促進事業計画等 に対する指導、助言等の措置（第 9条）	—			
4 石油 コンビ ナート 等災害 防止法 の施行 に關す る事務	1 第二種事業所の指定（第2条第 5号）	—			
	2 防災活動に係る必要な助言又は 指導（第4条）				—
	3 第一種事業所に関すること。				
	(1) 新設等の届出書の写しの受理 及び関係市町長の意見の聴取 （第5条第3項、第4項、第7 条第2項）				—
	(2) 新設等に係る意見の通知（第 5条第4項、第7条第2項）				—
	(3) 新設等の計画に係る指示の期 間の延長の通知の受理（第8条 第6項）				—
	(4) 新設等の計画に係る指示等の 通知の受理（第8条第8項）				—
	(5) 新設等の確認結果の通知の受 理（第11条第2項）				—
	(6) 第1種事業者の氏名等の変更 の届出書の写しの受理（第5条 第3項、第13条第2項）				—
	(7) 第1種事業者の地位の承継の 届出書の写しの受理（第5条第 3項、第14条第4項）				—
	4 特定事業者に係る災害予防に關 すること。				
	(1) 特定防災施設等の設置の届出 の受理及び検査（第15条第2項）				—
	(2) 自衛防災組織に係る届出の処 理（第16条第5項、第6項）				—
	(3) 防災管理者等の選任等の届出 の処理（第16条第6項、第17条 第6項、第7項）				—
	(4) 防災規程の届出の処理（第16 条第6項、第18条第1項、第4 項）				—
	(5) 防災規程の変更命令（第18条 第2項）				—
	(6) 特定事業所の施設の使用停止 命令（第18条第3項、第19条第 6項、第19条の2第8項、第21 条第3項）	—			
	(7) 共同防災組織に係る届出の処 理（第16条第6項、第19条第3 項、第6項）				—
	(8) 共同防災規程の変更命令（第 19条第5項）				—
	(9) 広域共同防災組織の設置に係 る区域を定める政令の制定等に 関する意見の通知（第19条の2 第2項）				—

	(10) 広域共同防災組織の設置等に係る届出の処理(第19条の2第4項、第5項)				—
	(11) 広域共同防災規程の変更命令(第19条の2第6項)				—
	(12) 関係市町長との協議(第19条の2第7項)				—
	(13) 定期報告の受理(第20条の2)				—
	(14) 措置命令(第21条第1項、第2項)				—
	(15) 代替措置に係る施設等の設置の認定(石油コンビナート等災害防止法施行令(以下この項において「政令」という。))第16条第1項)				—
	5 緑地等の設置に関すること。				
	(1) 設置計画の作成(第33条第1項)		—		
	(2) 設置計画に係る関係地方公共団体の長の意見の聴取(第33条第1項)		—		
	(3) 設置計画に係る主務大臣との協議(第33条第2項)		—		
	(4) 事業者負担金の額の決定等(第34条)		—		
	(5) 事業者負担金の督促(第35条第1項)		—		
	(6) 事業者負担金の強制徴収(第35条第3項)		—		
	6 特別防災区域の指定に係る意見の通知(第38条)				—
	7 報告の徴収(第39条)				—
	8 立入検査(第40条第1項)				—
	9 市町長からの報告の処理(第41条第1項、第3項)				—
	10 市町長に対する第一種事業所に係る届出の受理等の通知(第41条第2項)				—
	11 緊急時の指示に係る通知の受理(第41条の2、政令第40条)				—
5 武力	1 国民の保護のための措置の実施に関すること。				
攻撃事	(1) 措置の実施				
態等における	ア 重要なもの		—		
国民の	イ 軽易なもの				—
保護のための	(2) 指定行政機関の長等に対する措置の実施に関する要請(第11条第4項)	—			
措置に関する	(3) 他の都道府県知事等に対する				
法律の	応援の要求等(第12条第1項)	—			
施行に	(4) 他の都道府県に対する事務の				
関する	委託(第13条)	—			
事務	(5) 市町長が実施すべき措置の代行(第14条第1項、第2項)		—		
	(6) 防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請(第15条第1項)	—			
	(7) 市町長等の要求による応援の決定(第18条第1項)		—		
	(8) 指定公共機関等の要求による				
	応援の決定(第21条第2項)	—			
	(9) 指定公共機関等に対する措置				
	の実施に関する要請(第21条第3項)	—			
	(10) 訓練の実施等(第42条第1項、				
	第3項)	—			
	(11) 県警察本部長等に対する避難	—			

住民の誘導の要請等（第63条第2項、第3項）				
(12) 対策本部長に対する武力攻撃災害の防除及び軽減の措置の要請（第97条第4項）	—			
(13) 応急の復旧に関する支援の要求（第140条）	—			
(14) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請（第151条）	—			
(15) 総務大臣に対する職員の派遣のあつせんの要請（第152条第1項、第2項）	—			
2 都道府県国民保護対策本部に關すること。				
(1) 内閣総理大臣に対する指定の要請（第26条第1項）	—			
3 国民の保護に関する計画に關すること。				
(1) 県の計画の作成及び変更（第34条第1項、第6項、第8項）	—			
(2) 県の計画の作成及び変更に係る協議等（第33条第6項、第34条第4項、第5項、第7項、第8項）		—		
(3) 市町の計画の作成及び変更に係る協議等（第35条第5項、第8項）		—		
4 緊急対処保護措置の実施に關すること。				
(1) 措置の実施				
ア 重要なもの		—		
イ 軽易なもの				—
(2) 指定行政機関の長等に対する措置の実施に關する要請（第11条第4項、第177条第3項）	—			
(3) 他の都道府県知事等に対する応援の要求等（第12条第1項、第183条）	—			
(4) 他の都道府県に対する事務の委託（第13条、第183条）	—			
(5) 市町長が実施すべき措置の代行（第14条第1項、第2項、第183条）		—		
(6) 防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請（第15条第1項、第183条）	—			
(7) 市町長等の要求による応援の決定（第18条第1項、第183条）		—		
(8) 指定公共機関等の要求による応援の決定（第21条第2項、第179条第2項）		—		
(9) 指定公共機関等に対する措置の実施に關する要請（第21条第3項、第179条第2項）		—		
(10) 訓練の実施等（第42条第1項、第3項、第183条）		—		
(11) 県警察本部長等に対する避難住民の誘導の要請等（第63条第2項、第3項、第183条）	—			
(12) 対策本部長に対する武力攻撃災害の防除及び軽減の措置の要請（第97条第4項、第183条）	—			
(13) 応急の復旧に関する支援の要求（第140条、第183条）	—			
(14) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請（第151条、第183条）	—			

(15) 総務大臣に対する職員の派遣のあつせんの要請（第152条第1項、第2項、第183条）	—			
5 都道府県緊急対処事態対策本部に関すること。				
(1) 内閣総理大臣に対する指定の要請（第26条第1項、第183条）	—			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
保健福祉課	1・2 省略				
	3 医療法の施行に関する事務	1 省略			
		2 医療計画の策定及び変更（第30条の4第1項、第12項、第30条の6）			
		3 医療計画の策定に必要な他県との連絡調整（第30条の4第9項）			
		4 医療計画の策定及び変更に係る意見の聴取（第30条の4第10項、第11項）			
		5 医療対策協議会の設置（第30条の12第1項）		—	
	4 がん対策基本法の施行に関する事務	1 がん対策の推進に関する計画の策定及び変更（第11条）	—		
		5 省略			
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
15 省略					
16 省略					
17～21 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
医療対策室	1 医療法の施行に関する事務	1 広告の中止命令等（第6条の8第2項）		—	
		2 省略			
		3 省略			
		4 診療所の病床の設置及び変更の許可（第7条第3項）			
		5 公的医療機関等の病床数削減措置命令（第7条の2第3項）	—		
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
保健福祉課	1・2 省略				
	3 医療法の施行に関する事務	1 省略			
		2 医療計画の策定及び変更（第30条の3第1項、第11項）			
		3 医療計画の策定に必要な他県との連絡調整（第30条の3第10項）			
		4 医療計画に係る意見の聴取（第30条の3第12項、第13項）			
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
	15 省略				
16 医療技術短期大学に関する事務	1 愛媛県立医療技術短期大学条例の施行に関すること。				
	(1) 授業料の返還（第5条第3項）			—	
17～21 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
医療対策室	1 医療法の施行に関する事務	1 省略			
		2 省略			
		3 診療所の療養病床の設置及び変更の許可（第7条第3項）			
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			

9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	病院の開設者等に対する勧告（第30条の11）				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	医療法人の監事からの報告書の受理（第46条の4第3項）				—
20	省略				
21	省略				
22	医療法人の事業報告書等の届出の受理（第52条第1項）				
23	定款等の閲覧（第52条第2項）				—
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	_____ 清算人の届出及び清算終了の届出の受理（第68条、民法_____第77条第2項、第83条）				
2～4	省略				
5	歯科 技工師法の施行に関する事務	1～5 省略 6 当該職員証の交付（第27条）			
6～14	省略				

7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	病院の開設者等に対する勧告（第30条の7）				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	医療法人の決算_____の届出の受理（第51条第1項）				
20	省略				
21	医療法人の残余財産の処分及び帰属の認可（第56条）				—
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	医療法人の監事からの報告、清算人の届出及び清算終了の届出の受理（第68条、民法第59条、第77条第2項、第83条）				
29	医療若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告事項の設定（第69条第1項第11号、医療法第69条第1項第11号の規定に基づき、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項を定める件（平成13年1月厚生労働省告示第19号）第44号）				—
2～4	省略				
5	歯科 技工師法の施行に関する事務	1～5 省略 6 当該吏員証の交付（第27条）			
6～14	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
健康増進課	1	省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
健康増進課	1	省略				
	2	結核予防法の施行に関する事務	1 予防計画に関すること。 (1) 策定及び変更（第3条の4第1項、第3項） (2) 市町等の意見の聴取（第3条の4第4項） (3) 厚生労働大臣への提出及び公表（第3条の4第5項）	—		
		2 医療機関の指定（第36条第1項）			—	
		3 医療機関の指定の取消し（第36条第5項）		—		

	(1) 苦情の申出の処理(第24条の2、第49条の2)				
	(2) 省略				
	(3) 省略				
	(4) 省略				
	(5) 省略				
	7 省略				
5	省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				

	(1) 省略				
	(2) 省略				
	(3) 省略				
	(4) 省略				
	7 省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	地域保健法の施行に関する事務 1 生涯健康づくり推進員活動事業(第6条)				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
薬務衛生課	1 薬法の施行に関する事務	1 ~ 5 省略				
		6 指定薬物に関すること。 (1) 指定薬物である疑いがある物品の検査命令等(第76条の6)				
		(2) 廃棄命令等(第76条の7第1項、第2項)				
	2 ~ 24 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
薬務衛生課	1 薬法の施行に関する事務	1 ~ 5 省略				
2 ~ 24 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
子育て支援課	5 母子家庭、父子家庭及び寡婦の援護の実施に関する事務	1 省略				
		2 母子自立支援員の指導				
		3 省略				
	6 補助金の交付等に関する事務	1 省略				
		2 省略				
		3 省略				
		4 省略				
7 ~ 15 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
子育て支援課	5 母子家庭、父子家庭及び寡婦の援護の実施に関する事務	1 省略				
		2 母子自立支援員及び父子相談員の指導				
		3 省略				
	6 補助金の交付等に関する事務	1 省略				
		2 愛媛県地域組織活動育成事業費補助金交付要綱(平成3年4月1日制定)に基づく補助金の交付				
		3 省略				
		4 省略				
		5 省略				
7 ~ 15 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
長寿介護課	1～3 省略				
	4 介護保険法の施行に関する事務	1～7 省略			
		8 指定居宅サービス事業者に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 省略			
		(3) 省略			
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		9 省略			
		10 指定居宅介護支援事業者に関すること。			
		(1) 省略			
	(2) 省略				
	(3) 省略				
	(4) 省略				
	(5) 省略				
	11～13 省略				
14 指定介護予防サービス事業者に関すること。					
(1) 省略					
(2) 省略					
(3) 省略					
(4) 省略					
(5) 省略					
15～27 省略					
5～26 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
産業政策課	1～4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
経営支援課	1～5 省略				
	6 小規模企業者等設備導入資金助成法の施行に	1 省略			
		2 設備導入資金に係る業務に関すること。			
(1) 省略					
(2) 貸付けの決定(財団法人えひめ産業振興財団)に対する設備導入資金貸付金取扱要領(昭和42					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
長寿介護課	1～3 省略				
	4 介護保険法の施行に関する事務	1～7 省略			
		8 指定居宅サービス事業者に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 勧告(第76条の2第1項)			
		(3) 省略			
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 省略			
		9 省略			
		10 指定居宅介護支援事業者に関すること。			
	(1) 省略				
	(2) 勧告(第83条の2第1項)				
	(3) 省略				
	(4) 省略				
	(5) 省略				
(6) 省略					
11～13 省略					
14 指定介護予防サービス事業者に関すること。					
(1) 省略					
(2) 勧告(第115条の7第1項)					
(3) 省略					
(4) 省略					
(5) 省略					
(6) 省略					
15～27 省略					
5～26 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
産業政策課	1～4 省略				
	5 F A	1 地域輸入促進計画の策定及び変更(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第5条、第6条)			
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
10 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
経営支援課	1～5 省略				
	6 小規模企業者等設備導入資金助成法の施行に	1 省略			
		2 設備導入資金に係る業務に関すること。			
(1) 省略					
(2) 貸付けの決定(えひめ産業振興財団)に対する設備導入資金貸付金取扱要領(昭和42					

(4) 定款の変更の認可(第5条の23第3項、第101条の3、協同組合法第51条第2項、政令第11条第1項)				
(5) 合併の認可(第5条の23第4項、第101条の3、協同組合法第66条第1項、政令第11条第1項)				—
(6) 解散命令に伴う嘱託登記(第5条の23第5項、第101条の3、協同組合法第96条第5項、政令第11条第1項)				—
(7) 業務又は会計に関する報告の徴収及び検査(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条の3第2項、第105条の4第1項、政令第11条第1項)				—
(8) 業務改善命令(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第106条第1項、政令第11条第1項)		—		
(9) 解散命令(第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第106条第2項、政令第11条第1項)		—		
(10) 組織変更の認可(第95条第4項、第101条の3、政令第11条第1項)				
(11) 命令等に係る経済産業大臣への通知(第101条の2第2項、第101条の3、政令第11条第1項)				
2 商工組合及び商工組合連合会に関すること				
(1) 特別地区の承認(第9条ただし書、第101条の3、政令第11条第2項)				
(2) 設立の認可(第42条第1項、第101条の3、政令第11条第2項)				
(3) 総会又は総代会の招集の承認(第47条第2項、第101条の3、協同組合法第48条、第55条第6項、政令第11条第2項)				
(4) 定款の変更の認可(第47条第2項、第101条の3、協同組合法第51条第2項、政令第11条第2項)				
(5) 合併の認可(第47条第3項、第101条の3、協同組合法第66条第1項、政令第11条第2項)				
(6) 解散命令に伴う嘱託登記(第54条、第101条の3、協同組合法第96条第5項、政令第11条第2項)				
(7) 業務改善命令(第67条、第101条の3、政令第11条第2項)				
(8) 解散命令(第69条第1項から第3項まで、第101条の3、政令第11条第2項)				
(9) 業務等に関する不服の申出に対する措置及び業務等の検査請求に基づく検査(第71条、第101条の3、協同組合法第104条第2項、第105条第2項、政令第11条第2項)				
(10)・(11) 省略				

(4) 総会の招集承認(第5条の23)				
(5) 合併の認可(第5条の23)		—		
(6) 事務改善命令(第5条の23)		—		
(7) 解散命令(第5条の23)		—		
(8) 業務又は会計に関する報告の徴収及び検査(第5条の23)				—
(9) 解散の嘱託登記(第5条の23)				—
(10) 組織変更の認可(第95条)				
(11) 命令等に係る経済産業大臣への通知(第101条の2)				
2 商工組合及び商工組合連合会に関すること				
(1) 特別地区の承認(第9条)				
(2) 設立の認可(第42条)				
(3) 総会又は総代会の招集承認(第47条)				
(4) 合併の認可(第47条)				
(5) 定款変更の認可(第47条)				
(6) 解散の嘱託登記(第54条)				
(7) 業務改善命令(第67条)				
(8) 解散命令(第69条)				
(9) 不服の申立てに対する措置及び検査請求に基づく検査(第71条)				
(10)・(11) 省略				

	(12) 事務等の立入検査（第93条第1項、第101条の3、政令第11条第3項）				
	(13) 組織変更の認可（第96条第5項、第101条の3、政令第11条第2項）				
	(14) 命令等に係る経済産業大臣への協議（第101条の2第3項、第101条の3、政令第11条第2項）				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				

	(12) 事務等の立入検査（第93条 _____）				
	(13) 組織変更の認可（第96条 _____）				
	(14) 命令等に係る経済産業大臣への協議（第101条の2 _____）				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農政課	1～11 省略				
	12 山村振興法の施行に関する事務	1 山村振興対策の実施に関すること。 (1) 山村振興基本方針の作成及び変更（第7条の2第1項、第5項） (2) 山村振興基本方針の作成及び変更に関する主務大臣との協議（第7条の2第4項、第5項） (3) 山村振興計画の作成及び変更の同意（第8条第1項、第4項）		—	
	13 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領（平成11年3月19日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 事業計画の認定及び変更の認定（第6）			—
		2 年度別事業実施計画の調整（第7）			—
3 事業完了報告、計画達成状況報告及び諸施設の実績報告の受理並びに国への報告（第10）				—	
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19 特定農山村地域における農林業等の活性化の	1 基盤整備計画に係る農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項の同意及び変更の同意（第4条第6項）			—	
	2 所有権移転等促進計画の承認（第8条第4項）			—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農政課	1～11 省略				

23	省略				
24	省略				

17	省略				
18	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
中山間対策室	1 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関する事務	1 基盤整備計画に係る農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項の同意及び変更同意（第4条第6項）			—	
		2 所有権移転等促進計画の承認（第8条第4項）			—	
		3 所有権移転等促進計画の承認ついでに農業会議の意見の聴取（第8条第5項）			—	
		4 基盤整備計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助（第17条）			—	
	2 特定農山村総合支援事業実施要領（平成11年4月1日付け農林水産事務次官通達）の施行に関する事務	1 市町村活動支援事業に関すること。	(1) 事業実施計画の協議（第3の1）			—
			(2) 事業実施市町の指定（第3の1）			—
			(3) 年度別事業計画の報告の受理及び国への提出（第3の1）			—
			(4) 事業実績の報告の受理及び国への提出（第3の1）			—
		2 都道府県支援事業に関すること。	(1) 地域興しマイスターの選定（第3の2）			—
			(2) 事業実施計画の作成（第3の2）			—
	3 山村振興法の施行に関する事務	1 山村振興対策の実施に関すること。	(1) 山村振興基本方針の作成及び変更（第7条の2第1項、第5項）		—	
			(2) 山村振興基本方針の作成及び変更に関する関係機関との協議（第7条の2第4項、第5項）			—
(3) 山村振興計画の作成及び変更の協議（第8条第1項、第4項）					—	
4 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領（平成11年3月19日付け農林水産事務次官通達）の施行に関する事務	1 事業計画の認定及び変更の認定（第6）	2 年度別事業実施計画の調整（第7）			—	
		3 事業完了報告、計画達成状況報告及び諸施設の実績報告の受理並びに国への報告（第10）			—	

事務				
5 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 特認基準に関すること。			
	(1) 特認基準の設定及び変更（第4、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用について（平成12年4月1日付け農林水産省構造改善局長通知。以下この部において「運用通知」という。）第3の12）	—		
	(2) 農村振興局長との協議（第4、運用通知第3の12）			—
	(3) 特認基準の決定（第4、運用通知第3の12）			—
	2 市町長が特に必要と認める農用地に関すること。			
	(1) 緩傾斜農用地のガイドラインの策定（第4の2、運用通知第3の9）	—		
	(2) 市町間の基準の調整			—
	3 市町村基本方針の認定（第5）		—	
	4 交付金の交付実績の報告（第11）			—
	5 実施状況の公表（第12）			—
	6 交付金交付の評価（第13）			—
	6 中山間地域等直接支払推進交付金実施要領（平成12年4月1日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 推進指導（第3の1）		
2 審査等に関すること。				
(1) 市町村基本方針の策定指導及び審査（第3の1）				—
(2) 所要額調書の作成（第3の1）				—
3 事業の実施に関すること。				
(1) 都道府県実施計画の樹立及び変更（第4の1）				—
(2) 市町村実施計画の承認（第4の2）				—
(3) 事業実績の報告（第6の2）				—
4 その他推進事業の実施に必要な事項に関すること（第3の1）。				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者 部長 局長 課長	
農業経済課	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者 部長 局長 課長	
農業経済課	1 省略				
	2 農業協同組合併助成法の施行に関する事務	1 合併推進法人に関すること。			
		(1) 指定（第6条第1項、第2項）			—
		(2) 名称等の変更の届出の処理（第6条第3項、第4項）			—
		(3) 事業計画及び収支予算の認可及び変更の認可（第8条第1項）			—
		(4) 事業報告書及び収支決算書の受理（第8条第2項）			—
		(5) 報告の徴収（第9条第1項）			—
		(6) 改善命令（第9条第2項）			—
	(7) 指定の取消し（第9条第3項、第4項）			—	
	3 省略				
4 省略					
5 省略					
6 省略					

6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				

7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
農地整備課	1～7 省略				
	8 県営請負工事の設計変更及び工程表の承認に関する事務	1 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
農地整備課	1～7 省略				
	8 県営請負工事の設計変更及び工程表の承認に関する事務	1 省略 2 本課で設計実施の県営請負工事の工程表の承認			—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
担い手対策推進室	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
担い手対策推進室	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
農産園芸課	1～6 省略				
	7 卸売市場に関する事務 漁政課の所管水産物を取扱う卸売市場に属するものを除く。）	1 卸売市場法の施行に関すること。 (1)～(5) 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
農産園芸課	1～6 省略				
	7 卸売市場に関する事務 漁政課の所管水産物を取扱う卸売市場に属するものを除く。）	1 卸売市場法の施行に関すること。 (1)～(5) 省略 (6) 地方卸売市場の開設の許可 (第13条の5第1項、第5項、第55条) (7) 地方卸売市場の卸売業務の許可 (第58条第1項) (8) 地方卸売市場の廃止の許可 (第60条) (9) 地方卸売市場の業務規程の変更の承認 (第64条第1項) (10) 地方卸売市場の開設及び卸売業務の許可の取消し及び業務の停止命令 (第19条第5項、第65条) (11) 地方卸売市場の開設者及び卸売業者の業務等の検査等 (第66条第1項)			— — — — — —

(6) 省略				
2 愛媛県卸売市場条例の施行に関する こと。				
(1) 省略				
8 ~ 17 省略				

(12) 省略				
2 愛媛県卸売市場条例の施行に関する こと。				
(1) 卸売業務の廃止の届出の受理 (第8条)				—
(2) 許可証の再交付(第9条)				—
(3) 事業の譲渡し及び譲受け並び に合併及び分割の認可(第10条 第1項、第2項)			—	
(4) 相続の認可(第11条)			—	
(5) 業務の規制等に係る届出等の 処理(第12条第2項、第19条、 第20条)				—
(6) 事業報告書の処理(第21条)				—
(7) 改善措置の勧告及び命令(第 22条)			—	
(8) その他の卸売市場の開設の届 出の受理(第23条第1項)				—
(9) その他の卸売市場の卸売業務 の届出の受理(第24条)				—
(10) その他の卸売市場の開設及び 卸売業務の届出事項の変更の届 出の受理(第25条)				—
(11) その他の卸売市場及び卸売業 務の廃止の届出の受理(第26条)				—
(12) その他の卸売市場からの業務 に関する報告等の徴収(第27条)				—
(13) 省略				
8 ~ 17 省略				

備考 省略

組織名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
畜産課	1 ~ 13 省略					
14 畜産 経営の 指導方 針の策 定に関 する事 務	1 省略					
15 ~ 29 省略						

備考 省略

組織名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
畜産課	1 ~ 13 省略					
14 畜産 経営の 指導方 針の策 定に関 する事 務	1 省略 2 地域環境保全対策指導方針の作 成(愛媛県畜産経営環境保全総合 対策指導事業実施要領(昭和47年 8月7日制定)第2)					—
15 ~ 29 省略						

組織名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
林業政策課	1 ~ 5 省略					
6 独立 行政法 人緑資 源機構 法の施 行に関 する事 務	1・2 省略 3 緑資源幹線林道事業に係る用地 事務の委託に関する協定の協議 4 緑資源幹線林道事業に係る用地 事務の委託契約の締結					

組織名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
林業政策課	1 ~ 5 省略					
6 国土 総合開 発法の 施行に 関する 事務	1 林業総合計画の策定 2 大規模林業園開発計画の策定及 び実施			—		
7 独立 行政法 人緑資 源機構 法の施 行に関 する事 務	1・2 省略 3 大規模林道事業に係る用地事務 の委託に関する協定の協議 4 大規模林道事業に係る用地事務 の委託契約の締結					

7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				

8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
全国育樹祭開催準備室	1 第32回全国育樹祭の開催準備に関する事務	1 第32回全国育樹祭の基本計画及び実施計画に関すること。	—		
		2 第32回全国育樹祭の広報に関すること。		—	
		3 第32回全国育樹祭の関係機関等との連絡調整に関すること。			—
		4 第32回全国育樹祭の実行委員会に関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
	(3) 軽易なもの			—	
	5 その他第32回全国育樹祭の開催準備に関すること。				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備課	1 森林法の施行に関する事務	1～5 省略			
		6 省略			
	2～14 省略				
	15 省略				
	16 省略				
17 省略					
18 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備課	1 森林法の施行に関する事務	1～5 省略			
		6 森林保全管理に関すること。 (1) 森林保全巡視指導員の委嘱 (森林保全管理推進対策事業実施要領(昭和49年6月15日付け林野庁長官通達)第2)			—
		7 省略			
2～14 省略					
15 第32回全国育樹祭の開催準備に関する事務	1 第32回全国育樹祭の開催準備に関すること。 (1) 事業計画の策定に関すること。 (2) (1)以外のもの			—	
					—
16 省略					
17 省略					
18 省略					
19 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
漁政課	1～11 省略				
		12 水産物卸売市場に関する	1 水産物卸売市場整備計画の策定		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
漁政課	1～11 省略				
		12 水産物卸売市場に関する	1 水産物卸売市場整備計画の策定 2 卸売市場法の施行に関すること。		

する事務				
	2～4 省略			

する事務	(5) 損失補償の協議(第5条第9項)			
	2～4 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
道路建設課	1～5 省略				
	6 高速道路の建設促進及び連絡調整に関する事務	1 省略 2 高速道路の周辺整備対策の企画及び調整に関すること。 3 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
道路建設課	1～5 省略				
	6 高速道路の建設促進及び連絡調整に関する事務	1 省略 2 高速道路の周辺整備対策に関すること。 3 省略			

備考 省略

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
道路維持課	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
道路維持課	1 省略				
	2 地方道路公団の施行に関する事務	1 道路公社に対する出資の総務大臣への協議(第4条) 2 定款の変更(第5条) 3 副理事長及び理事の任免の承認(第13条、第16条) 4 予算等の承認(第24条) 5 道路公社に対する債務保証(第28条) 6 給与及び退職手当の支給の基準の承認(第32条) (1) 役員に係るもの (2) 職員に係るもの			
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			知事	専決者
				出納局長
出納局	1 愛媛県会計規則の施行に関する事務	1 省略		
	2 愛媛県証紙条例の施行に関する事務	1 証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の決定(第2条) 2 証紙の返還又は交換の承認(第7条) 3 証紙売りさばき人の指定に係る告示等(愛媛県証紙条例施行規則第5条)		
	3 地方自治法の施行に関する事務	1 決算及び決算関係書類を監査委員の審査に付すること(第233条第2項)。 2 認定決算の総務大臣への報告及び要領の公表(第233条第6項) 3 省略		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			知事	専決者
				出納局長
出納事務局	1 愛媛県会計規則の施行に関する事務	1 省略		
	2 愛媛県証紙条例の施行に関する事務	1 証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の決定(第2条) 2 証紙の返還又は交換の承認(第7条) 3 証紙売りさばき人の指定に係る告示等(愛媛県証紙条例施行規則第5条)		
	3 地方自治法の施行に関する事務	1 決算及び決算関係書類を監査委員の審査に付すること(第233条第2項)。 2 認定決算の総務大臣への報告及び要領の公表(第233条第6項) 3 省略		

別表第3（第4条関係） 会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分	
		会計管理者	専決者 出納員
1 愛媛県会計規則の施行に関する事務	1 収入（寄附金に係るものを除く。）の調定審査にすること（第16条）。		
	(1) 1件100万円以上	—	
	(2) 1件100万円未満		—
	2 寄附金の収入の調定審査にすること。	—	
	3 支出負担行為の合議にすること（第36条）。		
	(1) 需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、委託料（ ⁽²⁾ に掲げるものを除く。）、公有財産購入費、備品購入費、負担金補助及び交付金、貸付金並びに補償、補填及び賠償金		
	ア 1件の支出負担行為書の金額が1,000万円以上	—	
	イ 1件の支出負担行為書の金額が1,000万円未満		—
	(2) 委託料（工事に係るものに限る。）		
	ア 1件の支出負担行為書の金額が3,000万円以上	—	
	イ 1件の支出負担行為書の金額が3,000万円未満		—
	(3) 工事請負費		
	ア 1件の支出負担行為書の金額が1億円以上	—	
	イ 1件の支出負担行為書の金額が1億円未満		—
	(4) 債務負担行為		
	ア 1件の債務負担行為書の金額が1,000万円以上	—	
	イ 1件の債務負担行為書の金額が1,000万円未満		—
	(5) 過年度支出		
	4 支出負担行為の確認にすること（第48条）。		
	(1) 災害補償費、報償費、交際費、償還金、利子及び割引料、投資及び出資金、積立金、寄附金並びに繰出金		
ア 1件の支出決議書の金額が1,000万円以上	—		

別表第3（第4条関係） 出納長の権限に属する事務に係る決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		出納長	副出納長	専決者 出納員
1 愛媛県会計規則の施行に関する事務	1 収入（寄附金に係るものを除く。）の調定審査にすること（第16条）。			
	(1) 1件100万円以上		—	
	(2) 1件100万円未満			—
	2 寄附金の収入の調定審査にすること。			
	(1) 1件50万円以上	—		
	(2) 1件50万円未満		—	
	3 支出負担行為の合議にすること（第36条）。			
	(1) 需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、委託料（ ⁽²⁾ に掲げるものを除く。）、公有財産購入費、備品購入費、負担金補助及び交付金、貸付金並びに補償、補填及び賠償金			
	ア 1件の支出負担行為書の金額が3,000万円以上	—		
	イ 1件の支出負担行為書の金額が1,000万円以上3,000万円未満		—	
	ウ 1件の支出負担行為書の金額が1,000万円未満			—
	(2) 委託料（工事に係るものに限る。）			
	ア 1件の支出負担行為書の金額が1億円以上	—		
	イ 1件の支出負担行為書の金額が3,000万円以上1億円未満		—	
	ウ 1件の支出負担行為書の金額が3,000万円未満			—
	(3) 工事請負費			
	ア 1件の支出負担行為書の金額が5億円以上	—		
	イ 1件の支出負担行為書の金額が1億円以上5億円未満		—	
	ウ 1件の支出負担行為書の金額が3,000万円未満			—
	(4) 債務負担行為			
ア 1件の債務負担行為書の金額が3,000万円以上	—			
イ 1件の債務負担行為書の金額が1,000万円以上3,000万円未満		—		
ウ 1件の債務負担行為書の金額が1,000万円未満			—	
(5) 過年度支出				
4 支出負担行為の確認にすること（第48条）。				
(1) 災害補償費、報償費、交際費、償還金、利子及び割引料、投資及び出資金、積立金、寄附金並びに繰出金				
ア 1件の支出決議書の金額が3,000万円以上	—			

	イ 1件の支出決議書の金額が1,000万円未満		—
(2)	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、負担金補助及び交付金、扶助費、貸付金並びに補償、補填及び賠償金		
	ア 1件の支出決議書の金額が3,000万円以上		—
	イ 1件の支出決議書の金額が3,000万円未満		—
(3)	工事請負費		
	ア 1件の支出決議書の金額が1億円以上		—
	イ 1件の支出決議書の金額が1億円未満		—
(4)	報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金、旅費並びに公課費		—
5	年度、会計又は科目の更正(第112条)		—
6	歳入歳出外現金及び保管有価証券の保管(第116条、第118条)		—
7	基金の出納及び保管(第126条)		—
8	公有財産に属する有価証券の出納及び保管(第128条)		—
9	物品の出納及び保管(第166条から第181条まで)		—
10	その他会計事務に関すること。		
	(1) 重要なもの		—
	(2) 軽易なもの		—
2 愛媛県証紙条例の施行に関する事務	1 証紙の出納及び保管		—
3 地方自治法の施行に関する事務	1 決算の調製(第233条第1項)		—

備考 旅費の支出の集中処理業務に係る支出負担行為の確認に関する事務に係るこの表1の部4の項(4)の適用については、同表決裁区分の欄中「出納員」とあるのは、「行政システム改革課長」とする。

	イ 1件の支出決議書の金額が1,000万円以上3,000万円未満		—
	ウ 1件の支出決議書の金額が1,000万円未満		—
(2)	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、負担金補助及び交付金、扶助費、貸付金並びに補償、補填及び賠償金		
	ア 1件の支出決議書の金額が1億円以上		—
	イ 1件の支出決議書の金額が3,000万円以上1億円未満		—
	ウ 1件の支出決議書の金額が3,000万円未満		—
(3)	工事請負費		
	ア 1件の支出決議書の金額が5億円以上		—
	イ 1件の支出決議書の金額が1億円以上5億円未満		—
	ウ 1件の支出決議書の金額が1億円未満		—
(4)	報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金、旅費並びに公課費		—
5	年度、会計又は科目の更正(第112条)		—
6	歳入歳出外現金及び保管有価証券の保管(第116条、第118条)		—
7	基金の出納及び保管(第126条)		—
8	公有財産に属する有価証券の出納及び保管(第128条)		—
9	物品の出納及び保管(第166条から第181条まで)		—
2 愛媛県証紙条例の施行に関する事務	1 証紙の出納及び保管		—
3 地方自治法の施行に関する事務	1 決算の調製(第233条第1項)		—

愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 4月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務県民部各課の所掌事務)</p> <p>第2条 総務調整課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県の主要施策の推進に係る管内の地方機関(愛媛県行政組織規則(以下「行政組織規則」という。)第3章に規定するもの(愛媛県立医療技術大学_____を除く。))をいう。第6条を除き、以下同じ。)の総合調整に関すること。</p> <p>(2)~(23) 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 農政普及課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第23号から第28号までの事務は地域農業室が、第29号から第32号までの事務は産地育成室が所掌する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>経営構造対策_____、農村工業等導入、山村振興及び農業団地及び農業振興地域の整備に関すること。</u></p> <p><u>(2)の2 グリーン・ツーリズムの推進に関すること。</u></p> <p>(3)~(32) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)~(26) 省略</p> <p><u>(27) 第32回全国育樹祭の開催準備に関すること。</u></p> <p>5 水産課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、愛南水産課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 水産物卸売市場_____に関すること。</p> <p>(6)~(13) 省略</p> <p>6~8 省略</p> <p>(建設部各課の所掌事務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p>5 道路課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 道路事業に関すること(越智郡上島町の区域を除く。))。</p> <p>(2) 道路の直営舗装工事に関すること(越智郡上島町の区域を除く。))。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>6 <u>上島架橋建設課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>上島架橋建設事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他道路事業及び道路の直営舗装工事に関すること(越智郡上島町の区域に限る。))。</u></p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p>	<p>(総務県民部各課の所掌事務)</p> <p>第2条 総務調整課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県の主要施策の推進に係る管内の地方機関(愛媛県行政組織規則(以下「行政組織規則」という。)第3章に規定するもの(愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学を除く。))をいう。第6条を除き、以下同じ。)の総合調整に関すること。</p> <p>(2)~(23) 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 農政普及課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第23号から第28号までの事務は地域農業室が、第29号から第32号までの事務は産地育成室が所掌する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>農業構造及び農業就業構造の改善、農村工業等導入、山村振興並びに農業団地及び農業振興地域の整備に関すること。</u></p> <p>(3)~(32) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)~(26) 省略</p> <p>5 水産課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、愛南水産課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 水産物卸売市場の<u>指導監督</u>に関すること。</p> <p>(6)~(13) 省略</p> <p>6~8 省略</p> <p>(建設部各課の所掌事務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p>5 道路課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 道路事業に関すること_____。</p> <p>(2) 道路の直営舗装工事に関すること_____。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p>

2 地方局長（松山地方局長以外の地方局長に提出された申請書又は旅券に係る第4号の4から第4号の10までの事務（第4号の5の事務のうち、知事が自ら処理することが適当であると認められたものを除く。）及び知事が受理した申請書に係る第4号の5の事務のうち知事が地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該地方局長。ただし、一の地方局長が受理した申請書に係る同号の事務で、知事が他の地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該他の地方局長）に委任する事務のうち、総務県民部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 省略

(4)の2 広域行政圏計画策定要綱第4の規定に基づく広域行政圏計画の策定の助言等

(4)の3 省略

(4)の4 省略

(4)の5 省略

(4)の6 省略

(4)の7 省略

(4)の8 省略

(4)の9 省略

(4)の10 省略

(4)の11 次に掲げる補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア 過疎地域又は離島地域の遠距離通学費の援助に係る補助金
イ 生活交通の維持及び確保に関する補助金

(4)の12 省略

(5)～(20)の2 省略

(21) 削除

(22)～(23)の5 省略

(24)～(83) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 医療法第6条の8第3項（同法第25条第5項及び第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該職員の見積書の交付に関すること。

(4) 省略

(5) 歯科技工士法第27条第2項の規定による当該職員の証の交付に関すること。

(6)・(7) 省略

(8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第10条第2項の規定に基づく当該職員の証の交付に関すること。

2 地方局長（松山地方局長以外の地方局長に提出された申請書又は旅券に係る第4号の3から第4号の9までの事務（第4号の4の事務のうち、知事が自ら処理することが適当であると認められたものを除く。）及び知事が受理した申請書に係る第4号の4の事務のうち知事が地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該地方局長。ただし、一の地方局長が受理した申請書に係る同号の事務で、知事が他の地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該他の地方局長）に委任する事務のうち、総務県民部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。ただし、第21号及び第23号の6の事務については、松山地方局長を除く。

(1)～(4) 省略

(4)の2 省略

(4)の3 省略

(4)の4 省略

(4)の5 省略

(4)の6 省略

(4)の7 省略

(4)の8 省略

(4)の9 省略

(4)の10 省略

(4)の11 生活交通の維持及び確保に関する補助金に関すること。

(5)～(20)の2 省略

(21) 愛媛県消費生活条例第24条第2項の規定に基づく指示又は要請に関すること。

(22)～(23)の5 省略

(23)の6 個人情報の保護に関する法律第13条の規定に基づく苦情の処理のあつせん等に関すること。

(24)～(83) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 医療法第25条第3項（同法第25条第5項及び第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該吏員の見積書の交付に関すること。

(4) 省略

(5) 歯科技工士法第27条第2項の規定による当該吏員の証の交付に関すること。

(6)・(7) 省略

(8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第10条第2項の規定に基づく当該吏員の証の交付に関すること。

(5)の10 愛媛県卸売市場条例第23条第1項の規定に基づくその他の卸売市場の開設の届出の受理に関すること。

(5)の11 愛媛県卸売市場条例第24条の規定に基づくその他の卸売市場の卸売業務の届出の受理に関すること。

(5)の12 愛媛県卸売市場条例第25条の規定に基づくその他の卸売市場の開設及び卸売業務の届出事項の変更の届出の受理に関すること。

(5)の13 愛媛県卸売市場条例第26条の規定に基づくその他の卸売市場の廃止及び卸売業務の廃止の届出の受理に関すること。

(5)の14 愛媛県卸売市場条例第27条の規定に基づく報告等の徴収に関すること。

(6)～(32) 省略

(32)の2 次に掲げる補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条、第6条、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条第1項及び第2項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア 知事の承認を得た民有林災害林道復旧事業補助金

イ 知事の承認を得た農地、農業用施設災害復旧事業補助金

ウ 知事の承認を得た農業用施設災害関連事業補助金

エ 知事の承認を得た災害関連農村生活環境施設復旧事業補助金

オ 知事の承認を得た農地農業用施設災害復旧事業査定設計委託費補助金

(33)～(46)の5 省略

(47) 次に掲げる農業土木請負工事の執行に関すること。

ア 省略

イ 1件の設計金額が1億円以上の請負工事で次の行為をすること。

(ア) 30日以内の工事の中止命令及び契約期間の延長（次年度にまたがるものを除く。）。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事に係るものを除く。

(イ)・(ウ) 省略

(エ) 工程表の承認

(48)～(57) 省略

(58)及び(59) 削除

(6)～(32) 省略

(32)の2 知事の承認を得た民有林災害林道復旧事業補助金の交付に関すること。

(32)の3 民有林災害林道復旧事業の着工及びしゅん功の届出の受理に関すること。

(32)の4 民有林災害林道復旧事業に係る指導監督等に関すること。

(32)の5 民有林災害林道復旧事業の施越工事の承認に関すること。

(33)～(46)の5 省略

(47) 次に掲げる農業土木請負工事の執行に関すること。

ア 省略

イ 1件の設計金額が1億円以上の請負工事で次の行為をすること。

(ア) 30日以内の工事の中止命令及び契約期間の延長（次年度にまたがるものを除く。）並びに工程表の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事に係るものを除く。

(イ)・(ウ) 省略

(48)～(57) 省略

(57)の2 知事の承認を得た農地、農業用施設災害復旧事業補助金の交付に関すること。

(57)の3 農地、農業用施設災害復旧事業の工事の着手又は完了の届出の受理に関すること。

(57)の4 農地、農業用施設災害復旧事業に係る事業状況報告書の受理に関すること。

(57)の5 農地、農業用施設災害復旧事業に係る事業成績書の受理に関すること。

(58) 農地、農業用施設災害復旧事業の事業計画の軽微な変更及び指令前着工の承認に関すること。

(59) 知事の承認を得た農業用施設災害関連事業補助金の交付に関すること。

(60)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 省略

(9) 知事の承認を得た高速自動車道の周辺整備対策事業に係る補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関する事（八幡浜地方局を除く。）。

(10) 削除

(11)～(35) 省略

(35)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第4条第1項の規定に基づく基礎調査の実施に関する事。

(35)の3 土砂災害防止法第4条第2項の規定に基づく基礎調査の結果の市町長への通知に関する事。

(35)の4 土砂災害防止法第5条第1項の規定に基づく土地の立入り及び一時使用に関する事。

(35)の5 土砂災害防止法第5条第2項の規定に基づく土地の立入りの通知に関する事。

(35)の6 土砂災害防止法第5条第6項の規定に基づく他人の土地を一時使用する場合の通知及び意見の聴取に関する事。

(35)の7 土砂災害防止法第5条第8項の規定に基づく損失補償の実施に関する事。

(35)の8 土砂災害防止法第5条第9項の規定に基づく損失補償の協議に関する事。

(36)～(55) 省略

(56) 独立行政法人住宅金融支援機構法第16条第1項の規定に基づき委託を受けた業務を行う事。

(59)の2 農業用施設災害関連事業の工事の着手又は完了の届出の受理に関する事。

(59)の3 農業用施設災害関連事業に係る事業遂行状況報告書の受理に関する事。

(59)の4 農業用施設災害関連事業に係る実績報告書の受理に関する事。

(59)の5 農業用施設災害関連事業の事業計画の軽微な変更及び指令前着工の承認に関する事。

(59)の6 知事の承認を得た災害関連農村生活環境施設復旧事業補助金の交付に関する事。

(59)の7 災害関連農村生活環境施設復旧事業の工事の着手又は完了の届出の受理に関する事。

(59)の8 災害関連農村生活環境施設復旧事業に係る事業遂行状況報告書の受理に関する事。

(59)の9 災害関連農村生活環境施設復旧事業に係る実績報告書の受理に関する事。

(59)の10 災害関連農村生活環境施設復旧事業の事業計画の軽微な変更及び指令前着工の承認に関する事。

(59)の11 知事の承認を得た農地農業用施設災害復旧事業査定設計委託費補助金の交付に関する事。

(60)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 省略

(9)及び(10) 削除

(11)～(35) 省略

(36)～(55) 省略

(56) 住宅金融公庫法第23条第1項及び第8項の規定に基づき委託を受けた業務を行う事。

(57) 省略

(58)～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2 省略

3 地方局長の専決処理すべき事項のうち、健康福祉環境部に關する事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(14) 省略

(15) 削除

(16)～(23) 省略

4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業經濟部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7)の10 省略

(7)の11 卸売市場法第13条の5第1項の規定に基づく中央卸売市場の地方卸売市場への轉換の許可に關すること。

(7)の12 卸売市場法第55条の規定に基づく地方卸売市場の開設の許可に關すること。

(7)の13 卸売市場法第58条第1項の規定に基づく地方卸売市場の卸売業務の許可に關すること。

(7)の14 卸売市場法第60条の規定に基づく地方卸売市場の廢止の許可に關すること。

(7)の15 卸売市場法第64条第1項の規定に基づく地方卸売市場の業務規定の変更の承認に關すること。

(7)の16 卸売市場法第65条第1項及び第2項の規定に基づく地方卸売市場の開設及び卸売業務の許可の取消しに關すること。

(7)の17 卸売市場法第65条第2項の規定に基づく開設者及び卸売市業者の業務の停止命令に關すること。

(7)の18 卸売市場法第66条第1項の規定に基づく報告等の徴収及び立入検査に關すること。

(7)の19 食品表示ウォッチャーの募集及び委嘱に關すること。

(8)～(46) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12) 省略

(12)の2 知事の承認を得た高速自動車道の周辺整備対策事業に係る補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に屬する事務に關すること。

(12)の3 省略

(57) 産業労働者住宅資金通法第10条第1項の規定に基づき委託を受けた業務を行うこと。

(57)の2 省略

(58)～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2 省略

3 地方局長の専決処理すべき事項のうち、健康福祉環境部に關する事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(14) 省略

(15) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律第24条第4項の規定に基づく感染症診査協議会委員の任命に關すること。

(16)～(23) 省略

4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業經濟部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7)の10 省略

(8)～(46) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12) 省略

(12)の2 省略

- (12)の4 省略
- (12)の5 省略
- (12)の6 省略
- (12)の7 省略
- (12)の8 土砂災害防止法第4条第1項の規定に基づく基礎調査の実施に関すること。
- (12)の9 土砂災害防止法第4条第2項の規定に基づく基礎調査の結果の市町長への通知に関すること。
- (12)の10 土砂災害防止法第5条第1項の規定に基づく土地の立入り及び一時使用に関すること。
- (12)の11 土砂災害防止法第5条第2項の規定に基づく土地の立入りの通知に関すること。
- (12)の12 土砂災害防止法第5条第6項の規定に基づく他人の土地を一時使用する場合の通知及び意見の聴取に関すること。
- (12)の13 土砂災害防止法第5条第8項の規定に基づく損失補償の実施に関すること。
- (12)の14 土砂災害防止法第5条第9項の規定に基づく損失補償の協議に関すること。
- (12)の15 独立行政法人住宅金融支援機構法第16条第1項の規定に基づき委託を受けた業務を行うこと。
- (13)～(33) 省略
- 2・3 省略

- (12)の3 省略
- (12)の4 省略
- (12)の5 省略
- (12)の6 省略
- (13)～(33) 省略
- 2・3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

愛媛県訓令第5号

各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（代決者） 第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。				（代決者） 第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。			
区分	決裁者	代 決 者		区分	決裁者	代 決 者	
		第1次代決者	第2次代決者			第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	省略			局長の権限に属する事務	省略		
	部長	省略	用地管理課長（ _____八幡浜地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所にあつては、事業管理課長。以下この表において同じ。）		部長	省略	用地管理課長（西条地方局四国中央土木事務所、八幡浜地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所にあつては、事業管理課長。以下この表において同じ。）
		土木事務所長（土木事務所に係る事務に限る。）				土木事務所長（土木事務所に係る事務に限る。）	
省略				省略			
省略				省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		局 長	専決者	
			部 長	課 長
1 省略				
2 公文書の公開に関する事務	1～4 省略			
	5 公文書の公開の申請に対する決定に係る不服の申出に関する事 こと。			
	(1) 愛媛県公文書公開審査会の意見の聴取（要綱第13条） (2) 処理の決定（要綱第13条）			
3～8 省略				
9 補助金等に関する事務	1 愛媛県補助金等交付規則の施行に関する事 こと。			
	(1) 補助金等の交付の決定の条件に基づく承認等（第6条）		—	
	(2) 補助事業等の遂行の状況の報告の受理（第11条）		—	
	(3) 補助事業等の遂行命令（第12条第1項）		—	
	(4) 補助事業等の遂行の一時停止命令（第12条第2項）		—	
	(5) 補助事業等の実績報告の受理及び補助金等の額の確定（第13条、第14条、第15条第2項）		—	
	(6) 補助事業等の是正命令（第15条第1項）		—	
	(7) 他の補助金等の交付の一時停止（第21条）		—	
	(8) 補助事業等により取得した財産の目的外使用等の承認（第22条第2項） (9) 報告の徴収及び立入検査（第24条第1項）		—	
10 省略				

備考 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
県民生活課	1・2 省略				
	3 消費生活行政の推進及び調整に関する事務	1 省略			
		2 省略			
4～7 省略					
8 愛媛県消費生活条例の施行に関する事務	1・2 省略				
	3 省略				
	4 省略 5 省略				

2 省略

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		局 長	専決者	
			部 長	課 長
1 省略				
2 公文書の公開に関する事務	1～4 省略			
	5 公文書の公開の申請に対する決定に係る不服の申出に関する事 こと。			
	(1) 愛媛県公文書公開審査会の意見の聴取（要綱第12条） (2) 処理の決定（要綱第12条）			
3～8 省略				
9 省略				

備考 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
県民生活課	1・2 省略				
	3 消費生活行政の推進及び調整に関する事務	1 省略			
		2 消費生活相談窓口事業及び消費者苦情の処理に関する事 こと。		—	
3 省略					
4～7 省略					
8 愛媛県消費生活条例の施行に関する事務	1・2 省略				
		3 消費者苦情の処理に必要な資料提出の指示又は要請（第24条第2項）		—	
	4 省略 5 省略 6 省略				

	6 省略			
	7 省略			
	8 省略			
	9 省略			
	9 省略			
	10 省略			
	11 省略			
	12 省略			
	13 省略			
	14 省略			
	15 省略			
	16 省略			
	17 省略			
	18 省略			
	19 省略			
	20 省略			
	21 省略			
	22 省略			
	23 省略			
	24 省略			
	25 省略			
	26 省略			
	27 省略			
	28 省略			

	7 省略			
	8 省略			
	9 省略			
	10 省略			
9	個人情報 の保護 に関する 法律の施 行に關す る事務	1 苦情の処理のあつせん等（第13 条）		
	10 省略			
	11 省略			
	12 省略			
	13 省略			
	14 省略			
	15 省略			
	16 省略			
	17 省略			
	18 省略			
	19 省略			
	20 省略			
	21 省略			
	22 省略			
	23 省略			
	24 省略			
	25 省略			
	26 省略			
	27 省略			
	28 省略			
	29 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	課長
企画課	1・2 省略				
	3 医療法の施行に関する事務	1 当該職員 ^の の証票の交付（第6条の8第3項、第25条第5項、第63条第2項）			
		2 省略			
	4 歯科技工士法の施行に関する事務	1 当該職員 ^の の証の交付（第27条）			
	5・6 省略				
	7 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する事務	1 当該職員 ^の の証の交付（第10条）			
	8 省略				
	9 薬事法の施行に関する事務	1 薬事監視員の任免（第76条の3第1項）			
	10~17 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	課長
企画課	1・2 省略				
	3 医療法の施行に関する事務	1 当該吏員 ^の の証票の交付（第25条第3項、第63条第2項）			
		2 省略			
	4 歯科技工士法の施行に関する事務	1 当該吏員 ^の の証の交付（第27条）			
	5・6 省略				
	7 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する事務	1 当該吏員 ^の の証の交付（第10条）			
	8 省略				
	9 薬事法の施行に関する事務	1 薬事監視員の任免（第77条第1項）			
	10~17 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1～23 省略				
	24 介護保険法の施行に関する事務	1 居宅サービス等を行った者又は使用する者に対する報告の命令等（第24条第1項）			—
		2 指定居宅サービス事業者に関すること。 (1)～(4) 省略 (5) 勧告（第76条の2第1項）			—
		3 指定居宅介護支援事業者に関すること。 (1)～(4) 省略 (5) 勧告（第83条の2第1項）			—
		4 省略			
		5 省略			
		6 指定介護予防サービス事業者に関すること。 (1)～(4) 省略 (5) 勧告（第115条の7第1項）			—
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			
		11 介護員養成研修事業者に関すること（介護職員基礎研修課程に係るものを除く。） (1) 介護員養成研修事業者の指定（介護保険法施行令（以下この部において「政令」という。）第3条第1項第2号） (2) 介護員養成研修の指定（政令第3条第1項第2号） (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略			—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1～23 省略				
	24 介護保険法の施行に関する事務	1 指定居宅サービス事業者に関すること。 (1)～(4) 省略			
		2 指定居宅介護支援事業者に関すること。 (1)～(4) 省略			
		3 省略			
		4 省略			
		5 指定介護予防サービス事業者に関すること。 (1)～(4) 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 介護員養成研修事業者に関すること（介護職員基礎研修課程に係るものを除く。） (1) 指定 _____（介護保険法施行令（以下この部において「政令」という。）第3条第1項第2号） (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
健康増進課	1～4 省略				
	5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 当該職員の証の交付（第15条第4項、第7項、第15条の2第3項、第35条第2項、第50条第2項）			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
健康増進課	1～4 省略				
	5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 当該職員の証の交付（第15条第4項 _____、第35条第2項、第50条第2項）			
		2 感染症診査協議会委員の任命（第24条第4項）	—		
6 結核予防法の施行に関する事務	1 当該職員の証票の交付（第32条第2項）			—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農政普	1～5 省略				
	6 農産物	1 生産振興総合対策事業に関する			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農政普	1～5 省略				
	6 農産物	1 生産振興総合対策事業に関する			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農村整備課	1 省略				
	2 土地改良事業に関する事業	1 省略			
		2 1件の設計金額が1億円以上の請負工事で次の行為をすること。 (1) 30日以内の工事の中止命令及び契約期間の延長 の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。			
		(2)・(3) 省略			
		(4) 工程表の承認		—	
3～13 省略					
3～8 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農村整備課	1 省略				
	2 土地改良事業に関する事業	1 省略			
		2 1件の設計金額が1億円以上の請負工事で次の行為をすること。 (1) 30日以内の工事の中止命令及び契約期間の延長並びに工程表の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。			
		(2)・(3) 省略			
		2 1件の設計金額が1億円以上の請負工事で次の行為をすること。			
3～13 省略					
3～8 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
水産課	1～4 省略				
	5 水産物卸売市場に関する事務	1 卸売市場法の施行に関すること（水産物卸売市場に係るものに限る。）。 (1) 中央卸売市場の地方卸売市場への転換の許可（第13条の5第1項、第5項）		—	
		(2) 地方卸売市場の開設の許可（第55条）		—	
		(3) 地方卸売市場の卸売業務の許可（第58条第1項）		—	
		(4) 地方卸売市場の廃止の許可（第60条）		—	
		(5) 地方卸売市場の業務規程の変更の承認（第64条第1項）			—
		(6) 地方卸売市場の開設及び卸売業務の許可の取消し（第65条第1項、第2項）	—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
水産課	1～4 省略				
	5 水産物卸売市場の指導監督に関する事務	1 水産物卸売市場の指導監督に関すること。		—	

る法律の 施行に 関する 事務	(4) 他人の土地を一時使用する 場合の通知及び意見の聴取(第5 条第6項)		—
	(5) 損失補償の協議(第5条第9 項)		—

組織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者 部 長	課 長
建築 指 導 課	1・2 省 略				
	3 独立行 政法人住 宅金融支 援機構法 の施行に 関する事 務	1 機構の委託業務(第16条第1項 _____)			
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				

備考 1 松山地方局においては、税務課の表1の部から4の部
まで及び7の部1の項に掲げる事務については、同表組
織名の欄中「税務課」とあるのは、「税務管理課」とし、
同表5の部、6の部及び7の部2の項に掲げる事務につ
いては、同欄中「税務課」とあるのは、「課税課」とし
て、同表の規定を適用する。

2～5 省略

6 河川港湾課、河川砂防課、道路課、上島架橋建設課、
道路第一課、道路第二課又は特定事業課においては、建
設企画課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄
中「建設企画課」とあるのは、それぞれ「河川港湾課」、
「河川砂防課」、「道路課」、「上島架橋建設課」、「道
路第一課」、「道路第二課」又は「特定事業課」として、
同表の規定を適用する。

7 河川砂防課においては、河川港湾課の表に掲げる事務
については、同表組織名の欄中「河川港湾課」とあるの
は、「河川砂防課」として、同表の規定を適用する。

別表第3(第4条関係)

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一
般共通決裁事項

組織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者 部 長	課 長
建築 指 導 課	1・2 省 略				
	3 住宅金 融公庫法 _____	1 公庫の委託業務(第23条第1項、 第8項)			
	_____の施行に 関する事 務				
	4 産業労 働者住宅 資金融通 法の施行 に関する 事務	1 公庫の委託業務(第10条第1項)		—	
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				

備考 1 松山地方局においては、税務課の表1の部から4の部
まで及び7の部1の項に掲げる事務については、同表組
織名の欄中「税務課」とあるのは、「税務管理課」とし、
同表5の部、6の部及び7の部2の項に掲げる事務につ
いては、同欄中「税務課」とあるのは、「課税課」とし
て、同表の規定を適用する。この場合において、同表5
の部の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」と
あるのは、「税務管理課長」とする。

2～5 省略

6 河川港湾課、河川砂防課、道路課 _____、
道路第一課、道路第二課又は特定事業課においては、建
設企画課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄
中「建設企画課」とあるのは、それぞれ「河川港湾課」、
「河川砂防課」、「道路課」 _____、「道
路第一課」、「道路第二課」又は「特定事業課」として、
同表の規定を適用する。

別表第3(第4条関係)

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一
般共通決裁事項

39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			

40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1・2 省略			
	3 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事務	1 基礎調査に関すること。 (1) 基礎調査の結果の市町長への通知(第4条第2項) (2) 土地の立入り及び一時使用(第5条第1項) (3) 土地の立入りの通知(第5条第2項) (4) 他人の土地を一時使用する場 合の通知及び意見の聴取(第5 条第6項) (5) 損失補償の協議(第5条第9 項)	—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1・2 省略			

備考 1 八幡浜地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所においては、用地管理課の表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から42の部までに掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 河川港湾課、河川砂防課又は道路課においては、建設課の表1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「河川港湾課」、「河川砂防課」又は「道路課」として、同表の規定を適用する。

3 河川港湾課又は河川砂防課においては、建設課の表3の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「河川港湾課」又は「河川砂防課」として、同表の規定を適用する。

備考 1 西条地方局四国中央土木事務所、八幡浜地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所においては、用地管理課の表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から44の部までに掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 河川港湾課、河川砂防課又は道路課においては、建設課の表 _____ に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「河川港湾課」、「河川砂防課」又は「道路課」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

愛媛県訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務) 第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課の分掌事務は、次のとおりとする。	(分掌事務) 第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課 省略

健康増進課

(1)～(6) 省略

(7) 感染症の予防に関すること。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

生活衛生課 省略

環境保全課 省略

2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課 省略

保健課

(1)～(6) 省略

(7) 感染症の予防に関すること。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

衛生環境課 省略

(所長の専決事項)

第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(9) 省略

別表(第4条、第6条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
企画課	1～3 省略			
	4 医療法(昭和23年法律第205号)の	1～6 省略 7 医療法人の事業報告書等の届出の受理(第52条第1項)		

企画課 省略

健康増進課

(1)～(6) 省略

(7) エイズの予防に関すること。

(8) 結核の予防に関すること。

(9) 伝染病の予防に関すること。

(10) 省略

(11) 性病の予防に関すること。

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

生活衛生課 省略

環境保全課 省略

2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課 省略

保健課

(1)～(6) 省略

(7) エイズの予防に関すること。

(8) 結核の予防に関すること。

(9) 伝染病の予防に関すること。

(10) 省略

(11) 性病の予防に関すること。

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

衛生環境課 省略

(所長の専決事項)

第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(9) 省略

(10) 結核予防法(昭和26年法律第96号)第28条第1項の規定により従業を禁止し、及び同法第29条第1項の規定により入所を命ずること。

(11) 前号による命令を解除すること。

別表(第4条、第6条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
企画課	1～3 省略			
	4 医療法(昭和23年法律第205号)の	1～6 省略 7 医療法人の決算の届出の受理(第51条第1項)		

施行に関する事務			
5～12 省略			
13 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	1 薬局に關すること。 (1)～(6) 省略 (7) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4） (8)～(15) 省略		
	2～6 省略		
	7 報告の徴収及び立入検査等（動物用医薬品等に係るものを除く。）（第69条、第76条の8）		
	8 省略		
14～17 省略			

施行に関する事務			
5～12 省略			
13 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	1 薬局に關すること。 (1)～(6) 省略 (7) 業務運営改善等の措置命令（第72条の3） (8)～(15) 省略		
	2～6 省略		
	7 報告の徴収及び立入検査等（動物用医薬品等に係るものを除く。）（第69条、_____）		
	8 省略		
14～17 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1 省略			
	2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の施行に関する事務	1～5 省略		
		6 精神科病院の管理者からの届出の受理（第26条の2）		
		7～13 省略		
3 省略				
4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	1 感染症に関する情報の収集及び公表に關すること。 (1) 患者等の診断の届出の受理（第12条第1項、第4項、第6項、第13条第1項、第5項） (2) 五類感染症患者等についての届出の受理（第14条第2項） (3) 指定届出機関の指定の辞退の申出の受理（第14条第4項） (4) 質問及び調査の実施（第15条第1項、第15条の2第1項）			
	3 健康診断に關すること。 (1) 勧告（第17条第1項） (2) 措置（第17条第2項）			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1 省略			
	2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の施行に関する事務	1～5 省略		
		6 精神科病院の管理者からの届出の受理（第26条の2）		
		7～13 省略		
	3 結核予防法（昭和26年法律第96号）の施行に関する事務	1 定期外の健康診断の勧告（第5条第1項）		
		2 定期外の健康診断の措置（第5条第2項）		
		3 定期外の予防接種の実施（第14条）		
		4 消毒等の実施の措置命令等（第30条）		
		5 物件の消毒又は廃棄命令等（第31条第1項）		
		6 立入調査（第32条第1項）		
7 医療費負担等の決定（第34条第1項、第3項、第35条第1項第6号、第35条第2項）				
8 報告の徴収及び診療録等の検査（第42条）				
9 医療機関の変更届の受理（結核予防法施行規則（昭和26年厚生省令第26号）第23条第5項、第24条第3項）				
4 省略				
5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	1 患者等の診断の届出の受理（第12条第1項、第13条第1項） 2 五類感染症患者等についての届出の受理（第14条第2項）			
	3 質問及び調査の実施（第15条第1項、第15条の2第1項）			
	4 健康診断の勧告（第17条第1項） 5 健康診断の措置（第17条第2項）			

4	就業制限に関すること。		
(1)	患者等への通知（第18条第1項）	—	
(2)	対象者でなくなつたことの確認（第18条第4項）	—	
5	入院に関すること。		
(1)	勧告（第19条第1項、第20条第1項、第26条）	—	
(2)	措置（第19条第3項、第5項、第20条第2項、第3項、第26条）	—	
(3)	入院の期間の延長の決定（第20条第4項、第26条）	—	
(4)	患者の移送（第21条、第26条）	—	
(5)	退院の措置（第22条、第26条）	—	
6	感染症診査協議会に関すること。		
(1)	感染症診査協議会の意見聴取（第18条第5項、第20条第5項、第26条、第37条の2第3項）	—	
(2)	感染症診査協議会への報告（第18条第6項、第19条第7項、第26条）	—	
(3)	入院に係る意見の聴取及び聴取書の作成（第20条第6項、第8項、第26条）	—	
7	消毒その他の措置に関すること。		
(1)	消毒の命令等（第27条、第50条第1項）	—	
(2)	駆除の命令等（第28条、第50条第1項）	—	
(3)	必要な措置等の命令等（第29条、第50条第1項）	—	
(4)	死体の移動制限等（第30条第1項、第50条第1項）	—	
(5)	埋葬の許可（第30条第2項ただし書、第50条第1項）	—	
(6)	給水制限の命令等（第31条、第50条第1項）	—	
(7)	立入調査（第35条第1項、第50条第1項）	—	
(8)	措置を実施する旨の通知等（第36条第1項、第50条第1項）	—	
8	医療に関すること。		
(1)	医療費の負担の決定（第37条第1項、第37条の2第1項）	—	
(2)	第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関からの指定の辞退の届出の受理（第38条第8項）	—	
9	新感染症に関すること。		
(1)	健康診断の勧告（第45条第1項）	—	
(2)	健康診断の措置（第45条第2項）	—	
(3)	入院の勧告（第46条第1項）	—	
(4)	入院の措置（第46条第2項、第3項）	—	
(5)	入院の期間の延長の決定（第46条第4項）	—	
(6)	入院に係る意見の聴取及び聴取書の作成（第46条第5項、第7項）	—	

6	患者等への通知（第18条第1項）	—	
7	対象者でなくなつたことの確認（第18条第4項）	—	
8	入院の勧告（第19条第1項、第20条第1項、第26条、第46条第1項）	—	
9	入院の措置（第19条第2項、第4項、第20条第2項、第3項、第26条、第46条第2項、第3項）	—	
10	入院の期間の延長の決定（第20条第4項、第26条、第46条第4項）	—	
11	感染症診査協議会の意見聴取（第20条第5項、第26条）	—	
12	患者の移送（第21条、第26条）	—	
13	退院の措置（第22条、第26条）	—	
14	消毒の命令等（第27条、第50条第1項）	—	
15	駆除の命令等（第28条、第50条第1項）	—	
16	必要な措置等の命令等（第29条、第50条第1項）	—	
17	死体の移動制限等（第30条第1項、第50条第1項）	—	
18	埋葬の許可（第30条第2項ただし書、第50条第1項）	—	
19	給水制限の命令等（第31条、第50条第1項）	—	
20	立入調査（第35条第1項、第50条第1項）	—	
21	医療費の負担の決定（第37条第1項）	—	
22	新感染症に係る健康診断の勧告（第45条第1項）	—	
23	新感染症に係る健康診断の措置（第45条第2項）	—	

	(7) 新感染症の所見がある者の移送(第47条)	—				24 新感染症の所見がある者の移送(第47条)	—		
	(8) 新感染症の所見がある者の退院の措置(第48条)	—				25 新感染症の所見がある者の退院の措置(第48条)	—		
	10 結核に関すること。								
	(1) 定期の健康診断の実施の指示及び通知(第53条の2第2項、第53条の8第2項)	—							
	(2) 定期の健康診断の通報又は報告の受理(第53条の7)	—							
	(3) 労働基準監督署との協議(第53条の8第1項)	—							
	(4) 結核患者の届出の受理(第53条の10)	—							
	(5) 結核患者の入退院の届出の処理(第53条の11)	—							
	(6) 結核登録票の備付け(第53条の12第1項)	—							
	(7) 精密検査の実施(第53条の13)	—							
	(8) 家庭訪問指導(第53条の14)	—							
5	省略					6	省略		

(愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程(昭和28年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副所長は、所長を補佐する。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>(事務代決)</p> <p>第4条 所長が不在のときは、副所長が代決する。</p> <p>2 所長及び副所長が共に不在のときは、総務課長が代決する。</p> <p>3 所長、副所長及び総務課長が共に不在のときは、あらかじめ所長の指定した課長が代決する。</p> <p>4 前3項の規定により代決した事項で重要なものは、後閲を受けなければならない。</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>(事務代決)</p> <p>第4条 所長が不在のときは、総務課長が代決する。</p> <p>2 所長_____及び総務課長が___不在のときは、あらかじめ所長の指定した課長が代決する。</p> <p>3 前2項の規定により代決した事項で重要なものは、後閲を受けなければならない。</p>

(愛媛県研修所規程の一部改正)

第3条 愛媛県研修所規程(昭和30年愛媛県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(研修生の受託)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 市町職員<small>の</small>研修について委託を受けたときは、研修を行うことができる。</p>	<p>(研修生の受託)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 市町吏員<small>の</small>研修について委託を受けたときは、研修を行うことができる。</p>

(愛媛県報発行規程の一部改正)

第4条 愛媛県報発行規程(昭和31年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線に示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(掲載事項の種類)</p> <p>第2条 県報には、次に掲げる事項を掲載する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p><u>(11) 省略</u></p>	<p>(掲載事項の種類)</p> <p>第2条 県報には、次に掲げる事項を掲載する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p><u>(11) 任免辞令</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p>

(愛媛県公印規程の一部改正)

第5条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規程を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p><u>会計管理者印</u></p> <p>省略</p> <p><u>出納局長印</u></p> <p>省略</p> <p>地方機関の部長印(医療技術大学事務局長印及び医療技術大学学 部部長印)を含む。以下同じ。) 省略</p> <p>省略</p> <p>(2) 庁印</p> <p>省略</p> <p><u>出納局印</u></p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲 げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公印名</th> <th style="text-align: center;">管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>会計管理者印</u></td> <td>会計課長</td> </tr> <tr> <td><u>出納局長印</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>出納局印</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>別表1(第4条関係)</p> <p>第一 ひな形</p> <p style="text-align: center;">— 職印</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">愛 媛 県 知 事 印</td> <td style="text-align: center;">愛 媛 県 知 事 職 務 代 理 者 印</td> <td style="text-align: center;">愛 媛 県 副 知 事</td> <td style="text-align: center;">愛 媛 県 <u>会 計 管 理 者 印</u></td> </tr> </table>	公印名	管守者名	省略	省略	<u>会計管理者印</u>	会計課長	<u>出納局長印</u>		<u>出納局印</u>		愛 媛 県 知 事 印	愛 媛 県 知 事 職 務 代 理 者 印	愛 媛 県 副 知 事	愛 媛 県 <u>会 計 管 理 者 印</u>	<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとす る。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p><u>出納長印</u></p> <p>省略</p> <p><u>副出納長印</u></p> <p><u>出納事務局長印</u></p> <p>省略</p> <p>地方機関の部長印(医療技術大学事務局長印、<u>医療技術大学学部 長印及び医療技術短期大学事務局長印</u>を含む。以下同じ。) 省略</p> <p><u>医療技術短期大学図書館長印</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 庁印</p> <p>省略</p> <p><u>出納事務局印</u></p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲 げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公印名</th> <th style="text-align: center;">管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>出納長印</u></td> <td>会計課長</td> </tr> <tr> <td><u>副出納長印</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>出納事務局長印</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>出納事務局印</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>別表1(第4条関係)</p> <p>第一 ひな形</p> <p style="text-align: center;">— 職印</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">愛 媛 県 知 事 印</td> <td style="text-align: center;">愛 媛 県 知 事 職 務 代 理 者 印</td> <td style="text-align: center;">愛 媛 県 副 知 事</td> <td style="text-align: center;">愛 媛 県 <u>出 納 長 印</u></td> </tr> </table>	公印名	管守者名	省略	省略	<u>出納長印</u>	会計課長	<u>副出納長印</u>		<u>出納事務局長印</u>		<u>出納事務局印</u>		愛 媛 県 知 事 印	愛 媛 県 知 事 職 務 代 理 者 印	愛 媛 県 副 知 事	愛 媛 県 <u>出 納 長 印</u>
公印名	管守者名																														
省略	省略																														
<u>会計管理者印</u>	会計課長																														
<u>出納局長印</u>																															
<u>出納局印</u>																															
愛 媛 県 知 事 印	愛 媛 県 知 事 職 務 代 理 者 印	愛 媛 県 副 知 事	愛 媛 県 <u>会 計 管 理 者 印</u>																												
公印名	管守者名																														
省略	省略																														
<u>出納長印</u>	会計課長																														
<u>副出納長印</u>																															
<u>出納事務局長印</u>																															
<u>出納事務局印</u>																															
愛 媛 県 知 事 印	愛 媛 県 知 事 職 務 代 理 者 印	愛 媛 県 副 知 事	愛 媛 県 <u>出 納 長 印</u>																												

愛媛県 部 長之印	愛媛県 出納局 長之印	愛媛県 部 局長印	愛媛県 部 局課長
-----------------	-------------------	-----------------	-----------------

愛媛県 地方 局長之印	地方 局愛媛県 出納員印	事務 所現金取 扱員之印	愛媛県 建築主 事之印
-------------------	--------------------	--------------------	-------------------

二 庁印
省略
注 省略
第二 寸法

公印の種類	寸法 方(ミリメートル)
職印 省略 会計管理者印 省略	20
出納局長印 省略	20
庁印 省略 出納局印 省略	28

愛媛県 理事印	愛媛県 部 長之印	愛媛県 副出納長 印	愛媛県 部 課長
------------	-----------------	------------------	----------------

愛媛県 地方 局長之印	地方 局愛媛県 出納員印	事務 所現金取 扱員之印	愛媛県 建築主 事之印
-------------------	--------------------	--------------------	-------------------

二 庁印
省略
注 省略
第二 寸法

公印の種類	寸法 方(ミリメートル)
職印 省略 出納長印 省略 副出納長印 出納事務局長印 省略 医療技術短期大学図書館長印 省略	20 20 20 20
庁印 省略 出納事務局印 省略	28

(官報報告規程の一部改正)

第6条 官報報告規程(昭和39年愛媛県訓令第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(官報掲載事項)</p> <p>第2条 官報掲載事項は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告原稿の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第2項に規定する条例 地方自治法第14条第2項に規定する条例の制定又は改廃(条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。)</td> <td>様式第1号</td> </tr> <tr> <td>2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合のその要旨</td> <td>様式第2号</td> </tr> <tr> <td>3 選挙 長の選挙の結果</td> <td>様式第3号</td> </tr> <tr> <td>4 住民投票 地方自治法第261条の規定による住民投票の経過及び結果</td> <td>様式第4号</td> </tr> <tr> <td>5 人事異動 (1) 副知事、会計管理者、公営企業管理者及び部長</td> <td>様式第5号</td> </tr> </tbody> </table>	左 欄	右 欄	1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第2項に規定する条例 地方自治法第14条第2項に規定する条例の制定又は改廃(条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。)	様式第1号	2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合のその要旨	様式第2号	3 選挙 長の選挙の結果	様式第3号	4 住民投票 地方自治法第261条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第4号	5 人事異動 (1) 副知事、会計管理者、公営企業管理者及び部長	様式第5号	<p>(官報掲載事項)</p> <p>第2条 官報掲載事項は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告原稿の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 行政事務条例 行政事務に関する 条例の制定又は改廃(条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。)</td> <td>様式第1号又は様式第2号</td> </tr> <tr> <td>2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定又は 裁決をした場合のその要旨</td> <td>様式第3号</td> </tr> <tr> <td>3 選挙 長の選挙の結果</td> <td>様式第4号</td> </tr> <tr> <td>4 住民投票 地方自治法(昭和22年法律第67号)第261条の規定による住民投票の経過及び結果</td> <td>様式第5号</td> </tr> <tr> <td>5 人事異動 (1) 副知事、出納長、公営企業管理者及び部長</td> <td>様式第6号</td> </tr> </tbody> </table>	左 欄	右 欄	1 行政事務条例 行政事務に関する 条例の制定又は改廃(条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。)	様式第1号又は様式第2号	2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定又は 裁決をした場合のその要旨	様式第3号	3 選挙 長の選挙の結果	様式第4号	4 住民投票 地方自治法(昭和22年法律第67号)第261条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第5号	5 人事異動 (1) 副知事、出納長、公営企業管理者及び部長	様式第6号
左 欄	右 欄																								
1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第2項に規定する条例 地方自治法第14条第2項に規定する条例の制定又は改廃(条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。)	様式第1号																								
2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合のその要旨	様式第2号																								
3 選挙 長の選挙の結果	様式第3号																								
4 住民投票 地方自治法第261条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第4号																								
5 人事異動 (1) 副知事、会計管理者、公営企業管理者及び部長	様式第5号																								
左 欄	右 欄																								
1 行政事務条例 行政事務に関する 条例の制定又は改廃(条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。)	様式第1号又は様式第2号																								
2 地方税 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定又は 裁決をした場合のその要旨	様式第3号																								
3 選挙 長の選挙の結果	様式第4号																								
4 住民投票 地方自治法(昭和22年法律第67号)第261条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第5号																								
5 人事異動 (1) 副知事、出納長、公営企業管理者及び部長	様式第6号																								

(2) 議会の議長及び副議長並びに事務局長 (3) 教育委員会の委員及び教育長 (4) 公安委員会の委員 (5) 選挙管理委員会の委員 (6) 監査委員、人事委員会委員、労働委員会委員及び収用委員会委員並びに監査委員、人事委員会及び労働委員会の事務局長	様式第6号又は様式第5号 様式第7号若しくは様式第9号又は様式第5号 様式第7号又は様式第9号 様式第8号 様式第7号 若しくは様式第9号又は様式第5号
6 事務所 県及び市町の主たる事務所の設置又は変更	様式第10号

(原稿の作成)

第4条 官報掲載事項は、主務課において起案し、決裁を経た後、所定の用紙によつて正確明りように原稿4部を作成して、
_____ 官報報告主任に送付しなければならない。この場合において、条例、規則その他の規程等で県報に掲載されたものにあつては、掲載部分を紙面に表示したものをもつて原稿に代えることができる。

(報告)

第5条 官報報告主任は、前条の規定により原稿の送付を受けたときは、これを審査した後1部を報告原本として保管するとともに、
3部
_____ に送付文を付してこれを総務省大臣官房総務課長に速やかに送付しなければならない。

(2) 議会の議長及び副議長並びに事務局長 (3) 教育委員会の委員及び教育長 (4) 選挙管理委員会の委員 (5) 監査委員、人事委員会委員、労働委員会委員及び収用委員会委員並びに監査委員、人事委員会及び労働委員会の事務局長 (6) 公安委員会の委員	様式第7号又は様式第6号 様式第8号若しくは様式第10号又は様式第6号 様式第8号又は様式第10号 様式第8号、様式第9号若しくは様式第10号又は様式第6号 様式第8号又は様式第10号
6 事務所 県及び市町の主たる事務所の設置又は変更	様式第11号

(原稿の作成)

第4条 官報掲載事項は、主務課において起案し、決裁を経た後、所定の用紙によつて正確明りように原稿3通を作成して、決裁済の起案文書とともに官報報告主任に送付しなければならない。この場合において、条例、規則その他の規程等で県報に掲載されたものにあつては、掲載部分を紙面に表示したものをもつて原稿に代えることができる。

(報告)

第5条 官報報告主任は、前条の規定により原稿の送付を受けたときは、これを審査した後1通を報告原本として保管するとともに、2通(県報の掲載部分を紙面に表示したもの又は印刷物で表裏に印刷したものをもつて代える場合にあつては、3部)に送付文を付してこれを総務省大臣官房総務課長に速やかに送付しなければならない。

2 前項の場合において、決裁済の起案文書は、受領年月日を付記して主務課に返送しなければならない。

様式第1号から様式第10号までを次のように改める。